

## 平成28年白老町議会予算等審査特別委員会会議録（第2号）

平成28年 3月16日（水曜日）

開 会 午前10時00分

散 会 午後 3時56分

---

### ○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	副委員長	及川保君
委員	山田和子君	委員	吉谷一孝君
委員	広地紀彰君	委員	吉田和子君
委員	氏家裕治君	委員	森哲也君
委員	大渕紀夫君	委員	本間広朗君
委員	西田祐子君	委員	松田謙吾君
委員	前田博之君	議長	山本浩平君

---

### ○欠席議員（なし）

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副 町 長	古俣博之君
副 町 長	岩城達己君
教 育 長	安藤尚志君
総 務 課 長	大黒克己君
財 政 課 長	安達義孝君
企 画 課 長	高橋裕明君
経 済 振 興 課 長	本間力君
農 林 水 産 課 長	石井和彦君
生 活 環 境 課 長	山本康正君
町 民 課 長	畑田正明君
税 務 課 長	南光男君
企画課アイヌ施策推進室長	遠藤通昭君
学 校 教 育 課 長	高尾利弘君
生 涯 学 習 課 長	武永真君
子 ど も 課 長	下河勇生君
健 康 福 祉 課 長	長澤敏博君
高 齢 者 介 護 課 長	田尻康子君
病 院 事 務 長	野宮淳史君

消 防 長	中 村 論 君
財 政 課 主 幹	富 川 英 孝 君
企 画 課 主 査	浦 木 学 君
町 民 課 主 査	齊 藤 大 輔 君
町 民 課 主 査	瀬 賀 光 子 君
生 活 環 境 課 主 査	小 野 寺 修 男 君
生 活 環 境 課 主 査	三 上 裕 志 君
生 活 環 境 課 主 査	上 田 幹 博 君
企 画 課 アイヌ 施 策 推 進 室 主 査	森 誠 一 君
農 林 水 産 課 主 幹	池 田 誠 君
農 林 水 産 課 主 査	田 中 智 之 君
健 康 福 祉 課 主 幹	竹 内 瑠 美 子 君
健 康 福 祉 課 主 幹	庄 司 尚 代 君
高 齢 者 介 護 課 主 幹	大 津 孝 典 君
高 齢 者 介 護 課 主 幹	定 岡 あ ゆ み 君
子 ど も 課 主 幹	渡 辺 博 子 君
子 ど も 課 発 達 支 援 セ ン タ ー 長	山 口 由 美 君
代 表 監 査 委 員	菅 原 道 幸 君
監 査 委 員 室 書 記 長	伊 藤 信 幸 君

---

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	増 田 宏 仁 君

---

### ◎開議の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまから、昨日に引き続き予算等審査等特別委員会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

ここで委員長から、各委員にお願いがございます。例年の予定よりただいま進んでいる進行がおくれております。各委員には質疑をする際には、簡潔明瞭に質疑をしていただくように、再度委員長からお願いを申し上げたいと思います。

（午前10時00分）

---

### ◎議案第11号 平成28年度白老町一般会計予算について

○委員長（小西秀延君） それでは、昨日に引き続き、議案第11号 平成28年度白老町一般会計予算を議題に供します。

昨日に引き続き質疑を行います。昨日は2款総務費、1項総務管理費、17目諸費まで終了しております。

それでは、140ページをお開きください。140ページ2款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費から、151ページ6項監査委員費、1目監査委員費までを議題に供します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、3款民生費に入ります。152ページ、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から159ページ2目老人福祉費までを議題に供します。質疑のあります方どうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 簡潔明瞭ということで質問していきたいと思います。

153ページの消費生活推進経費として、消費者協会の生活向上のために補助金として36万5,000円出しています。これは3年間とし、その後は事業補助となるというふうになっております。私は、仕事の内容、補助の内容、やっている団体の内容を見て、どこに線引きをして補助金と事業費に振り分けていくのか、その辺の違いを伺いたいと思います。

それから2点目、159ページの老人福祉費のほうで、緊急通報システムの更新事業があります。平成3年より実施している一人暮らしの老人等に貸与している救急災害等突発的なことに対して救急体制をとる、老人の不安解消のために、また、人命確保のための老人福祉の増進を図るため、緊急通報システムを設置されております。このことが機器の整備拡大手法として、レンタル方式に変更することにしてはありますが、このレンタル方式によって変わっていくことがどういうことがあるのか、48台になりますので全部だと思えますけれどもその辺のことを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 白老消費者協会への補助金のあり方についてご説明させていただきます。事業費の補助金ということで今こちらのほうに、3カ年ということで予算の概要のほうに

は載っておりますが、この部分につきましては事業を行うところ、これ行革の見直しの中で基本的に事業を行っていくところが事業の団体、それからこの消費者協会が事業を行うというより、消費者の方の保護ですと、啓蒙活動を行う日常的な定型的な業務を行う団体ではないかという部分もありますので、行革とその辺につきましては、今こちらの予算の概要のほうには行革の中では事業団体として見ておりますが、実際に消費者団体が事業費団体になりうるのか、それが適切なかどうかという部分について協議をしております。ですから、それにつきましては、その3年終わったらもう補助金を切るという形ではなくて、原課としては何とか定例的な消費者保護という観点から、日常的な業務を行う補助団体として捉えていただきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 大津高齢者介護課主幹。

○高齢者介護課主幹（大津孝典君） 緊急通報システムの整備における手法の変更についてのご質問にお答えいたします。これは、これまで各家庭に設置する機器につきましては端末機器本体、庭など近距離で使えるペンダント型発信機、火災または煙センサーとなります。基本的な使用方法につきましては、緊急時に利用者が緊急通報ボタンを押して通報し、通報を受けたら消防署などが救急車の派遣など非常時の対応を行うことに変更はございません。今回の機器変更に当たりましては、これまで電話の受信業務を消防本部に設置しております中央処理装置を経由して実施しておりましたが、今後は民間のコールセンターに業務を委託しまして電話受信を行い、ここで電話の内容を整理して緊急通報であれば消防のほうにお願いするというような体制になってまいります。また内容によりましては事前をお願いしております支援員に連絡をしたり、また相談業務としましては24時間専門の看護師等により健康相談を受けられることとなります。機器整備におきましては、これまで端末機器、中央処理装置を買い取りによって整備しておりましたが、現在事業者のほうでこの業務をレンタルということで行ってございまして、これにはその都度の設置、取り外し経費を削減できること、端末機器の電池交換費用等が不要になること、また月単位で必要数をレンタルできることなどメリットが大きいことがありますので、買い取りに比べてレンタルのほうがメリットが多いということからレンタルにより整備する方向を検討しております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 消費者協会のほうについては、やっぱり事業として通年でやっているということで、今行革と検討されているということなのですが、この予算の概要の中には28年から3年をめどに、その後は事業費に対して補助と書いてあったものですから、私はちょっとおかしいと思ひまして、きのう質問の中でありましたけれども、姉妹都市交流の件費に対する補助ありました。私は消費者協会の中に議員さんほとんど入っているのですけれども、消費者協会の業務を行革の人がどれだけ見ているのかということなのです。今、町では相談員を置いて消費者センターを設置するというふうにしています。その業務を一切やっているわけです。白老町の被害防止ネットワーク、警察も全部含めてネットワークをつくって協議をして、通信を出していますし、消費者協会として詐欺とかいろいろなもの問題が起きたときに通信を出していますし、それから町民の方々が困ったときに相談に来られるようにということで、今、事務所を借りて設置して無料でほとんどもうボランティアで事務員がいて対応しています。本当に今どうしようかということになっています。補助金は減らされるし、でも、あてにして来る人もいるし、それから、環境を守るということでも

イクルを活用したいろいろな行事もやっています。そういった中で100日の姉妹都市をやっていくのに200万円の人件費を出している。こちらは36万円で家賃も出ない。生活展とかそういうことをやるのにお金を使って、人件費は全部ほとんどいる。そこで生活相談の資格を持っている方もいらっしゃるのです。そういう方が全部事務所にいても何のあれもないのです。今、家賃が払えなくなったらどうしようとみんなで頭を寄せて悩んでいるのです。そういったこと考えると、私はこの消費センターを庁舎内につくると言っていますけれども、マイナンバーカードができたらまたその詐欺が出る。どんどんと新しいものが出てきています。高齢化も進んでいます。そういった中でそういう相談がしやすい場所に、私はきちっと行政側が場所を設定する。そういう必要性があるというふうに感じるのですが、その辺どのように考えているか伺いたいと思います。

それともう1件、緊急通報システム、ほんとうにメリットがたくさんあるということで、何点か気になることがあったので伺いたいと思うのですが、消防への救急の派遣というのは、これは直接行くようになるからいいと思うのですが、今までこの緊急通報システムを設置するために、近隣に何かあったらそこにも行って、その人が駆けつけるということがありました。それが迷惑をかけるということにつけないという人がいたということを前に言ったことがあるのですが、今は直接消防とかに行くようになって、これの中では社会福祉協議会にも設置されているというふうになっていたのですけれども、今その2カ所がなくなるということですので、これは苦小牧の業者がどうかわかりませんが、その辺の近隣には置かなくていいのかどうかということが1点。

それからもう一つ、専門の看護師等によって24時間の保健相談が受けられると。すごいことだな、これが24時間訪問介護になったらもっとすごいなと思ったのですが、これはここの業者がやることではないですけれども、この相談業務をやるのはいいのですけれども、その訪問の必要性が、できることがもしできたら救急を呼ぶまでもなくて、ただ、その24時間体制にするわけですから、もしその看護師さんが話をしている、だれか訪問して今行ってあげないとだめだなと感じたときにどう対応をされるのかということが一つです。

それから機器の必要数を月単位で増減するということができると、使ったものに対してレンタル料を払えばいいということなのですが、今まで設置を申し込んでから至るまでに確か協議会か何かにかけて、本当に設置がその方に必要かどうかという協議をされて設置をされていたと思います。それがきちっとまた今までと同じようにされるのか、レンタルになったことで希望があればすぐ設置されるようなことになるのかその辺のことを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 大津高齢者介護課主幹。

○高齢者介護課主幹（大津孝典君） ただいまレンタルに関しての3点ほどのご質問がございました。1点目の支援者お2人の関係、こちらにつきましては同様に進めていきたいと考えておりますが、近くに協力をいただくことが難しい場合、民生委員さんですとか、町内会長さんにこちらも関係しまして、お願い等をしていきたいと思っております。

また2点目の相談業務、24時間体制での相談業務に関しましてあくまで相談ということで、お話しするということになるのですが、緊急で必要な場合には救急要請ということにつながってくるかと思っておりますので、そのあたりはまた委託する段階で事業者のほうと確認を進めていきたいと思っております。

3点目の月単位のレンタルという部分につきまして、こちらのほうの機器の貸し出しにつきましては要綱で対象者等定めてございます。こちらのほうにどの方が対象者になるかというのはやはり関係するケアマネジャーですとか、そこの包括の職員などで会議を開きまして、その中で認定してレンタルを進めていくという方向になります。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 消費者協会のあり方、先ほどの答弁させていただきましたが、まず、やはり今回の事業費につきまして活動団体、事業費の活動団体ということで3年でということこちらに載せてございますけれども、先ほどの答弁の繰り返しになってしまいますが、こちらの担当としては委員おっしゃるように、やはり消費者活動について、町に今センターを設置しますけれども、一体となって補完をしていただく、一緒になって補完をしていただいて消費者行政に対して補完をしていただく重要な団体だと捉えておりますので、これについては町の事業を補完する義務的団体であるというふうに、補助金の今の線引きでいいますと、いわゆる事業を行う活動団体と、それから町の事業を補完する義務的団体という分けがございますので、その辺はちょっと今回の整理の中で、そういう部分がちょっとできなかったものですから、28年度から3カ年とありますが、何とかその辺行革と話を今後進めまして、義務的団体という形で補助金については継続して出すような形で原課としては協議を引き続き続けていきたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 義務的団体として重要性は捉えていると、一体となってやはり町民の中にどんどん入っていつている団体ですから、そういった意味では今後何かと考えて、また行革と相談をするということは、私は町がどう捉えているかということも重要だと思うのです。行革は内容まで分かっているようには私は思わない、もしわかっていたら怒られてしまうますけれど。町が消費者協会の今のやっていること、それから今のそういう苦労していることご存じなのか、そして、そういうことに対して何ら手を尽くそうとしないのか、ファミリーサポートセンターも町の事業をやっています。大きさも、人数も違うかもしれませんが、私は同じような役割りを果たしており、行政ができないことを補完してやっていると私は思っています。そういったことから考えると、もしかしたら家賃を出すことができないのであれば、町のどこか施設の中にそういったセンターと一緒にして場所を設置して、町民が出入りしやすい場所に設置するとかそういったことは考えられないのか、その点伺っておきたいと思います。

それから設置のほうの、やはり近隣の方をお願いをするということで民生委員さんとかいろいろな方をお願いするということなのですが、でき得ればそれを遠慮する方にしっかりそのことをきちっと説明をしたいいただきたいということが1点。

それから、先ほどおっしゃったように24時間の看護師の受付体制で必要になれば救急車を向けるということなのですが、私この24時間の相談体制で見たときに、相談体制ですから救急車の無駄な出動を抑えるという意味もあるのではないかとこれを読んだときには捉えたのです。だから、もしこういったことに必要になったときに近隣の施設の、前にSOSの話をしましたけれども、在宅看護で緊急に何か処置が必要になったときに、出向くことができないのかという話をちょっとしましたけれども、そういった方法をとることも看護師さんが判断するのですから、それは間違いはないか

などは思うのですけれども、現実を見ていないですし、その方を看護師さんが知り得ているわけではないと思うのです。ただ状況の説明だけを聞くことだと思いますので、そういったことから考えると、そういう町としてのまた対応のあり方も、24時間電話体制ができるようになったということに加えて、それに対応できる対策も町としてまた考えていく必要が今後出てくるのではないかなというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 町としての消費者協会のあり方についての捉えですけれども、平成8年に設立後もともとコミセンの中にごさいましたけれども、それがいろいろな関係上事務所を転々とされて、いろいろご苦労されているという認識はございます。それで、やはり先ほど申し上げましたが、今消費生活センターを町のほうに設置を当然して拡充をするという、業務として明確化して、相談員も置いた形で専門的に対応していくというお話させていただきましたが、実は協会のほうも一緒に役場庁舎内に入ってというお話もあったのですが、ちょっと場所の問題等でやはりちょっと難しいという結論に至っている部分がございます。ですから、それは担当課だけでは当然、庁舎の管理という部分からいっても場所がなければ一緒になってということは難しいかと思いますが、やはり今苦慮されているという部分の認識と、それから補助金の部分については適切に原課としては今後引き続きという部分と、それから一緒に中に入っていて活動するという部分、ちょっと場所的な問題等もございますのでなかなかちょっと難しいのかなと思います。では別の形でどういった対応といたしますか、ご支援ができるのかについてはまたちょっと補助金等のあり方について検討をさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（小西秀延君） 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 支援員の関係でございますけれども、今後レンタル方式に変わったときに、今ご利用されている方、方法変わりますのでそのあたりもきちっと支援の方にもご説明したいというふうに考えています。また、先ほどの24時間専門の方がご相談を受けた中で、具合悪くなっているような緊急事態を状況判断するような状況になった場合、そのあたりはレンタル方式になったとしても基本的には消防とのやりとりは全く変わってはございませんので、そのあたりはおそらく今後委託先が決まった場合、そのところとその問題がありそうな部分につきましては協議して行って、なるべく不具合が生じないように進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 中村消防長。

○消防長（中村 諭君） 吉田委員がご心配なさっている件は私ども重々承知でございます。実際に緊急通報システムの中で誤報や、ちょっと出かけるということでコンセントを抜いて停電だとか、そういうものを含めまして前年度で146件の対処を消防で行っております。今の課長が答弁したとおり今後、そういうことも、事例も含めまして私たちも積極的にここにかかわっていきたくて考えておりますし、当然、電話だけで聴取でありますと状況がわからないというのは私たちも119番受けて実際に経験しておりますので、そこは消防の専門用語でいいますオーバートリアージ、念には念をとということで、きちっと対応させていただくように協議を進めてまいります。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

7番、森哲也委員。

○7番(森 哲也君) 157ページの(5)地域包括支援センター運営経費についてのところでなのですが、この臨時介護支援専門員についてです。地域包括支援センターでは介護支援専門員が何名体制で行われており、そのうち何名が臨時の方なのかをお伺いします。

○委員長(小西秀延君) 大津高齢者介護課主幹。

○高齢者介護課主幹(大津孝典君) 地域包括支援センターの職員の内訳を申し上げますと、正職員が7名、嘱託職員が1名、臨時職員が7名となっております。臨時職員7名のうちケアマネジャー職が5名となっております。以上でございます。

○委員長(小西秀延君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 補足いたしますけれども、ケアプランを立てるのは今主幹のほうで説明いたしました臨時のケアマネジャー以外に、3職種といわれる保健師、また社会福祉士、主任ケアマネジャーも合わせてケアプランを立てているところでございます。

○委員長(小西秀延君) 7番、森哲也委員。

○7番(森 哲也君) ケアマネジャーの方の業務にはケアプラン作成、利用者宅への訪問、介護相談などさまざまな業務があると思うのですが、ケアマネジャーの方たちは1人で平均何名の利用者を担当されているのかをお伺いします。

○委員長(小西秀延君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) 今、高齢者の方がふえていることに付随しまして、地域包括支援センターのケアプランというのは要支援1、2の認定者の方になりますけれども増加しております。それで1人当たりの臨時のケアマネジャーの持っている件数は大体40件くらいです。そのほか3職種といわれる正職員になりますけれども、そのあたりのケアプランはなかなか難しいケースがございますのでそちらのほうは正職員が担ってございます。

○委員長(小西秀延君) 7番、森哲也委員。

○7番(森 哲也君) わかりました。今後の高齢化で要支援者の増加は予測できると思うのですが、介護職員不足は全国的にもニュースで取り上げられることが多いのですが、私はケアマネジャーの多忙化による人材不足、これも今後介護福祉の問題になってくると思います。来年度から総合事業に向けて本格的な準備が始まると思いますが、キラ☆老い21の計画を見ると、介護予防、ケアマネジメントの見込み量が、平成29年度で白老で3,320件になっています。私は正直これだけの件数をケアマネジメントするとなると今の現状では厳しいと思います。3,320件を今の人数で行うとケアプラン作成に追われることにより、ほかの業務が遅れが生じ、それが町民へのサービス低下につながると思うのですが町の考えをお伺いします。

○委員長(小西秀延君) 田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長(田尻康子君) キラ・老い21の計画のほうに掲載しておりますのは予定件数でございますけれども、実際にそのとおりにっていないのが実情でございますが、今後29年4月から新しい総合事業に移行した場合に、ケアプランの立て方も変わってきます。それでそのあたりの業務量もまだ見えない状況でございますけれども、新年度になりましたら1名ケアマネジャーを増員して対応していく考えでございます。

○委員長(小西秀延君) ほかに質疑をお持ちの方。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、158ページ3目身体障がい者福祉費から171ページ7目福祉館費まで、質疑のありません方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、170ページから175ページまでの8目アイヌ施策推進費についてでございます。質疑のあります方はどうぞ。

4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 端的に質問します。175ページ、アイヌ文化基盤強化対策事業についてです。1,500万円の予算計上ありますが、これ昨年と同額ですが、これ確かおとしに350万円の増額があったはずですが。そのときの説明としては東日本大震災等の影響によってインバウンド、外国人の誘客が落ち込んでいるという部分に対しての基盤強化のための支援という位置づけで増額をされてると思いますが、この直近のアイヌ民族博物館の経営の状況についてはどのように押さえているでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） ただいまのご質問ですが、1,500万円の補助に関しましては、アイヌ文化基盤強化対策事業ということで、アイヌ民族博物館の収益強化または人材育成による体制強化を図るための補助金でございます。補助対象経費といたしましては、約3,300万円ほどの経費のうち1,500万円を見ているという状況でございます。内訳は営業担当の職員の人件費や普及啓発の印刷製本費、広告費、また営業活動の旅費等に充ててございます。その結果かどうかははっきりとは申しあげられませんが、東日本大震災で14万4,683名まで落ち込みました入館者数が、ことし平成27年度は現段階での見込みでございますが、19万5,000人ほどまで持ち直してございます。営業の回数等も以前に比べてかなり回数もふやしておりますし、登別の広域観光や北海道の観光振興機構との連携も密にして営業活動はかなり強化してございます。

経営の状況につきましては、今年度見込み額がまだ予算ベースの見込みでございますが、損益計算ベースの収支見込みでは約650万円ほどの赤字の状況でございます。ただ、減価償却だとかその辺を含めないキャッシュフローのベースで計算しますと、キャッシュでは約1,000万円ほどの黒字という状況で、何とかぎりぎりの線で経営をしているというような状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 経営の状況わかりました。これから2020年の象徴空間開設に向けてなくてはならない組織の一つとして重要な位置づけで、おとしも恐らくこの厳しい財政下にもかかわらず増額をしたという経緯だと思います。それで、経営の状況が大変だから支援をしたというだけではなくて、それとさらに今後に向けた、いわゆる例えばPR的な部分、戦略的にも活性化が必要だという部分での予算措置としての1,500万円という計上なのか、その中身の考え方なのか。というのは、おとし増額をして、それからことしは同額の計上にはなっています。でも、多分位置づけが、経営の状況一時期に比べたらやっぱり努力のおかげで好転している部分あると思うのです。た

だ、好転はしているものの、例えば今後PR等もっともっとやっていかなければいけないとか、そういう戦力的な部分でも支援が必要になってきているのか、それでもやっぱり経営状況は入館者数相当ふえましたね、5万人くらいふえたと私も聞いていました。ですので、それだけふえたにもかかわらずやはりはこれだけ支援が必要だという部分の裏打ちする理論というか、そのあたりの部分どのように整理されているのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） この1,500万円の補助につきましては、もちろんその経営状況を好転させるという意味合いのものもかなり強くはございます。ただ、それと同時に、2020年の象徴空間の運営法人のベースとなることが決まっておりますので、経営状況以外にも人材育成、2020年にどのような体制で人材を育成するかというところで、そのようなところでも1,500万円のほうは使用していただいております。また、町の単費以外にもアイヌ文化を活用した地域活性化協議会というようなものでございまして、文化庁の補助金等をいただき、そちらのほうでも普及啓発だとか、営業強化につながるような活動をしている状況でございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） まず、171ページの（1）のアイヌ文化普及啓発事業補助金40万円。173ページの（3）のアイヌ文化学習活動助成経費補助金76万5,000円、175ページの（5）のアイヌ文化を学ぶふるさと学習補助金47万9,000円。この3点類似したような補助金がばらばらに予算化されているのですけれども、このようなものは一本化にならないかどうかは別としても、それぞれの補助金の事業内容、それと交付先はどうなっているかということです。

それと、次に同じ175ページの民族共生空間整備促進・活性化事業について、これについて27年度事業が28年とどのような関連になってこの活性化につながるかということで27年も含めてお聞きしたいと思います。それでなぜお聞きするかというと、先般図書館から本を借りたのです。そうすると図書館の職員が町立図書館にないものは、道立図書館から取り寄せてくれるのです。非常にサービスがよくてその本に巡り合ったのです、たまたまその本に巡り合ったのです。その中にこういうことが載っていたのです。僕も質問に立つのですが、どうもいつも質問するたびに疑問を感じているのだけれども、しかし、その中で「どうしたら、私たちの声を議会に届けることができるのだろうか。」こういう部分のフレーズの見出しの本だったのです。中身は別ですがなるほどだなと。そういう意味で私は常に立場上、先ほど委員長から簡潔にといわれたのですけれども、簡潔にはしたいと思えますけれども、やはり「どうしたら私たちの声を議会に届けることができるだろうか。」私はこれをやはり心に刻み込んで質問に立っていると思えますので、そういう部分も含めてお聞きします。ということは、先般、多文化共生シンボルマーク、これのPR業務についてです。マークと業務です。これ去年の27年6月に財源を地方創生交付金から過疎債に振り替えたというのです。そういう部分も含めて、ちょっときつい言い方になるかもしれませんが、多くの町民から、私の知っている部分から結構これに対して関心があって、「どうなっているのだ。」と来るのです。ですから聞きます。このシンボルマークについてですけれども、町長が政策の柱としている多文化共生の施策の一つです。その一つの事業であるシンボルマークの取り扱いについてです。これまで必要ある

かどうかは別にして、一度も議会にシンボルマークのこと、事業化の説明がないのです。この件については私は新聞報道とか、町長から各議員宛ての意見募集の依頼文書で知りました。その依頼文書にはこう書いてあるのです。町広報の周知内容を事前にお知らせするとともに、議員の皆様にご意見を賜りたくとなっている。議会に対してこれ1枚だけなのです。何もわからない。町長がシンボルマークをやって象徴空間を周知しましょうというのに何もありませんよ。町長の施策の柱としている多文化共生のまちづくりとしてのシンボルマークをつくる。こんなに軽いものでいいのだろうか。町民すら新聞報道でしか知らなかった。こういうことは僕はやはり、議会や町民がわからないうちにこのシンボルマークは進んでいたのか。お聞きしたいことは、もう一つは大きな問題があるのです。私も公式の会議に行って、懇親会の席で東部のある町長からこのように言われました。白老さん、これまでのC Iマークをやめて象徴空間になるのですか。それは多分新聞報道だと思います。新聞報道でも書いてあるのです。「町によると現行のシンボルマークは平成2年に導入、広く浸透しているものの4半世紀が経過していることや、まちづくりの方向性が今後は多文化共生が大きな柱になる。このことを踏まえて変更する」といっているのです。そういうことですね。その辺の変更があるのであれば、大きな変更です。その部分について一切説明もないし、ただ新聞報道だけのこのような扱いでいいのかどうかということです。それと、このシンボルマークが策定されるまでの経緯と、シンボルマークの選考の手続き、それといまだに報告がありませんけれども、マークが決定されたのかどうかということです。

2問目もそういうことですので、先にいっておきます。そしてシンボルマークは何の前触れもなく、いきなり3月に3案が示されているのです。地元の芸術家がいいかどうかは抜きです。ただ、地元芸術家の協力としているのです。しかし、シンボルマークの趣旨から、目的からしたら、そういうものは初めから限定ありきではなくて、町内の子供たちから募集する、あるいは一般の人、あるいは道内からも、象徴空間はアイヌ文化です。それならば広く公募すべきです。そういうことをできなかったのかということです。ただ一部の部署から多分行っていると思うけれど、理事者は多分決裁しているだろうけれど、こういう大事な政策形成過程にどういうふうなかわりをして、どのような指示を出しているのかと思うのです。

それと、2問目に言おうと思うことを言います。もう一つは、象徴空間と多文化共生の意識啓発についてであります。これについては昨年12月議会で、多文化共生について私が一般質問しています。先日の一般質問でもありました。それで、よくわからないのもう1回確認します。「検討します。」と議会で町側は言いますが、検討では困るということで追跡調査、追跡質問しますという行為が広がっているのです。そういう意味で私も質問させてもらいますけれども、町長は私の質問に対して、「象徴空間を起爆剤として、ポロト周辺だけでなく、社台から虎杖浜まで皆が参画していくという位置づけたプログラムをつくる。」とこう言っています。「それぞれが地域に特色ある個性を生かしながら、多文化共生のまちづくりを進める。」と答弁しました。そこでお聞きしますけれども、この象徴空間と多文化共生のをコラボレーションしたプログラムの策定はいつやるのか。これ具体的に、さきの同僚議員の一般質問でも多分言っていないのです。これ町長はここでつくるといっているのですから、このプログラムの策定はいつやるのか、それから地域の意識啓発にかかわる施策や事業は28年度で予算化されているのかどうかということです。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） まず1問目のご質問にお答えいたします。まずアイヌ文化普及啓発ということで補助金のほうを支出してございます。こちらのほうにつきましては白老アイヌ協会への補助金ということで40万円計上してございます。白老アイヌ協会につきましては、地域のアイヌの伝統・伝承活動ということで先祖供養祭だとか、またサケの恵みに感謝するチェプ祭だとかそういった事業を行っておりますので、そういった事業に対する補助金というところがアイヌ文化普及啓発事業という形になってございます。

続きまして、もう一つ173ページのアイヌ文化学習活動助成経費、これにつきましては、教育委員会のほうからアイヌ民族博物館のほうに補助金として仕出してありますアイヌ民族博物館社会教育事業補助金という内容の事業でございます。こちらにつきましては、1,500万円のうちのアイヌ施策推進室のほうからの補助金とは別に、社会教育活動の一環としてアイヌ民族博物館に入れている補助金でございます。うちのほうからは以上です。

○委員長（小西秀延君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） まず173ページのほうなのですがすけれども、先ほど森企画課アイヌ施策推進室主査のほうから言った部分の追加ですけれども、具体的内容としてはインターネット等の運営、社会教育PR事業だとかそういう部分にかかわるお金をが主な経費となってございます。それと、175ページのアイヌ文化を学ぶふるさと学習事業については、学校教育でやっておりまして、アイヌ文化を学ぶふるさと学習ということで、ふるさと学習の一環として小学校、基本的に3年生以上から中学1年生までということで、アイヌ民族博物館に出向いて実際の伝統料理だとかムックリとか、古式舞踊だとかの体験だとか、文様彫刻だとか刺繍とかというような、その内容を実際の場所に行ってアイヌ文化博物館の職員に講師としてやっていただいているという内容になっています。

あとはそのほかに印刷製本費として、ふるさと学習モデルの毎年更新しているですけれどもこちらの印刷製本費をみさせていただいています。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 2問目の175ページ、民生共生象徴空間整備促進活性化事業についてご説明いたします。平成27年度とのつながりということでございますが、平成27年度大きな事業といたしましては、白老観光大使でもありますゴスペルシンガーのKiKiさんという方に象徴空間の活性化のイメージソングの製作を依頼してございます。今月26日に開催されます多文化共生のシンポジウム、もう1つコミセンのほうで行われます子育てタウンしらおいの中で、その完成した「カムイへ」という曲を披露する予定になってございます。この歌につきましては、萩野小学校の4年生、5年生、6年生を対象に歌唱指導をKiKiさん自らしていただきまして、合唱曲というような形になってございますので、KiKiさんと萩野小学校の児童によって歌をうたわせていただいて初披露という予定になってございます。28年度につきましてもこの白老の自然だとか、これまでの歴史だとか、アイヌの精神文化だとか、そういったものを歌詞にちょっと盛り込んでおりますので、できれば2020年の地域活性化のイメージソングということですので、各世代に浸透するようにということで、28年度につきましても、萩野小学校以外の小中学校への歌唱指導またはCD

等音源を配布して各団体等のBGMだとかそういったものに使っていただけるような取り組みをしております。また、大きなものとしたしましては、印刷製本費の中で象徴空間の周知チラシ、周知ポスター、それと工事請負費の中で大型看板用台座の設置工事というものを用意してございます。これにつきましては、今まさしく国のほうで博物館の設計だとか公園の計画が出ますので、その中である程度イメージ図のようなものが出たり、もしくは正式名称が決まったという内容になった場合は、それらを周知する看板として、目立つところというところで国道虎杖浜、社台等の国道ぶち、白老の入り口の部分、または白老インターチェンジを降りたところだとか、JR白老駅の周辺と人の目立つところにちょっと大きな看板を掲げて象徴空間をPRしたいということで予算を計上してございます。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 私のほうからは、このたび作成したまづマークの関係をご説明いたします。

この予算につきましては、27年度の民族共生象徴空間整備促進・活性化事業の補助事業分として行ったものでありまして、その中で象徴空間の活性化を推進するためにそのシンボルマーク、コンセプトイメージをつくるという委託業務がございまして、それはJTB総研のほうに委託になったのですが、その中でつくり方としては、飛生アートコミュニティーの国松さんのほうに委託依頼をして、3案を出していただいて、その中から選択していくという手法で進められました。

委託につきましては、その象徴空間の業務を進めるためのプロポーザルを行って業者選定を行っております。その中の委託の一つとしてコンセプトイメージ、デザインの製作業務というのがありますので、それに取りかかっていたいております。それで、3案出していただい中で、将来の中学生、高校生の意見をいただくということで、中学生、高校生の意見をいただいてさらには一般の方の意見も集めて、この選択については活性化推進会議の理事会にて先日選択決定いたしました。それで3月26日のシンポジウムでそのお披露目という運びになっております。一部新聞報道で、元気まちマークの変更ということが出ていましたけれども、これはその前も説明しておりますが、元気まちマークの変更ということではなくて、元気まち、共働というのはそのまま続いていくもので、その共働の進化によってまた多文化共生を目指していくという形でのそのマーク、シンボルマークという形でございますので、元気まちマークを全部やめるということではないということでございます。

それから、人材育成プログラムの関係です。プログラムというのは人材育成プログラムのことと思っておりますが、その予算につきましては、現在追加補正で予定しております交付金の事業で盛り込んでおりますので、今のところの新年度予算には計上されておられません。

○委員長（小西秀延君） 前田委員、もう一度質疑をお願いします。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） いいですか、昨年12月議会で私は多文化がわからないということで質問しているのです。それで、3月にも同僚議員が似たような質問をしています。私の質問に町長は、象徴空間を起爆剤として、ポロト周辺ではなく社台から虎杖浜までみんなが参画していくという位置づけたプログラムをつくっていきます、とこのように言ったのです。そして、それぞれ地域に特

色があるのでそれも生かしながら、多文化共生のまちの象徴空間として周知していくと、意識啓発していきまると言っているから、そういう部分で象徴空間もある。起爆剤になっているわけです。多文化共生もある。それをコラボレーションしてプログラムが策定されるのですか。策定されるのならいつですか。それに取りかかる予算というのは新年度予算で頭出しできていますか。こう言っているのです。それでそれはいつまで町長は12月に答弁しているのだから、内部で協議しているはずだけれども、いつまでつくるのですかということを行っているのです。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 申し訳ございません。ただいまの内容については、全町的にそういう意識啓発をして人材開発とかそういうことを進めていきますということだと思いますけれども、それは引き続き28年度も今、先ほども申しましたように追加補正の交付金に盛り込んでおりますけれども、人材育成を進めていくということで、全町的な意識の啓発と醸成を広めて、そして2020年に向かっていくという取り組みは28年度も続けていく予定であります。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） シンボルマークの政策決定の過程がどうあったかというご質問がありましたのでご答弁申し上げます。今回、交付金でどうのこうのと各課長から答弁したところなのですが、多文化共生のまちを最終的にイメージするそういうマークの必要性があるということで、その組み立てをしました。そういうものをつくる中で、一つはデザイナーにお願いするという手法もあります。一つは、芸術家にお願いするということもあります。その専門を有するデザイナーさんというのはなかなか著名な方が地元にはいないという部分もあったのですが、芸術家は地元におられていろいろ芸術活動もされているということもありまして、国松先生に実際我々理事者3名入って、担当課長入って、3案のイメージのコンセプトを説明いただきました。どれがいいかという部分を先生の思いの中で、その芸術家の思いでこういうコンセプトの中でイメージを、シンボルマークとして3案の提示をいただいたということです。私どもは其中でどれがいいという、こういう議論も経て最終的な象徴空間の活性化会議の中でもんだ内容、さらには今答弁申し上げました中学生、高校生の意見もいただいた中で、最終的に1案という丸の中に矢印が入ったマークという部分を選定してきたという経過でございます。一部だけの決裁過程とかということではなくて、きちっと議論した中で絞り込んでいっているという経過でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 町長は象徴空間の部分、広く周知すると言っています。町民に理解してほしい。今の答弁はもう自分たちの概念でこうだとやっているから仕方がないのだけれど、私はそうではなくて、もう少し広がった中での施策をつくることができなかつたということも含めても私はものを言っているのです。

きのうも、おとといもそうだけれど、何かご自分の固定概念だけでそこから出ることがないので。だから僕は先ほど冒頭言ったけれど、本当に委員さん方が質問しても、悪いのだけれど釈明とか、これでいいのだとか、いいものは少しでも次に反映させるとか、ちょっとどこかに味を加えて政策の幅を広げる、町民に町は我々から見たら90%だけれど、議会でもこのような面で提案した。それを加味して98%のいい政策にしたい。そういう答弁は何もないのです。すごく概念で、きのう

も同僚委員が言ったけれど委託業務が多すぎて、本当に自分たちが汗をかいて自ら地域のことをわかって、自前で政策をつくるということがない。どうもおかしいのです。今の答弁でも納得していません。

ではもっと具体的に、なぜこのマークが必要だったのか。そして地元の芸術家だけです。それはいいのです。だけど、なぜ私が言ったように広く、普通今までやっているでしょう。多くの方からマーク集めたり。ましてこのマークだって、このマークの意味はもう決まってしまうのです。これも議会に文書をつけて意見を出せ。普通はこれだけのものであれば、こういうものであれば仮に1社、1人でもいいですが、マークの意味を説明して理解した中で、それから云々というのならわかりますが、ただこれ文書をつくって意見をよこせなどと失礼な話ではないですか。それでなくても地元の人が理解されていない。それを少しでも周知するのにこのような片手間のような仕事でいいのですか。僕言ったのはそういう意味なのです。もうこれ以上言いませんけれども、そういう部分もう一度、なぜこのシンボルマークが必要になったのか。なぜ委託になってしまったのか。自分達で膝詰めしてどういう形で委託するにも前提があるはずです。今の答弁では委託した中にそれが入っているとっているのです。どうも私は、ほかの委員さんどのように思っているかわかりませんが、私は本当に失礼な話と思います。この大事な仕事が。

それではお聞きしますけれども、この中でシンボルマークが決まった。活性化会議で決まった。まあいいでしょう。きょう議会があります。決まった話は議会で何もないのです。活性化会議で決まればそれはいいのですか。シンボルマークをつくった。では今後どのようなPR活動をするというプログラムが示されていないのです。つくりっぱなしですか。私、あまり質問したくなかったのですが、答弁がどうもあやふやなので聞きます。そうするとPR活動、具体的な事業説明というのは、説明は補正予算のときになかったのです、聞かないほうも悪いですが。そうしたら、象徴空間のPRグッズ、これ何をつくってどういうことをするのですか。これ28年につながるのですか。私は聞いているところによると非常に不可解だと思いますけれども、答弁あると思います。また、今森主査のほうから地域活性化イメージソングをつくっていると聞きました。このお金はどうなっているのですか。作曲料だとか指導に行っている、萩野小へ行っているわけですね。そのお金はどこから出ているのですか。議会では一切説明がないです。

それと、戻りますけれども、171ページのアイヌ文化普及啓発事業わかりました。40万円はアイヌ協会へ行っている。アイヌ協会では何をやっているか具体的に、補助金出すときに事業内容精査しますよね。そういうこともちょっと欲しいのと、同じくアイヌ文化学習活動助成費、インターネットに出すだけで何をの果を狙って、どういうことをやって何をインターネットで、インターネットをやるのなら何にも76万5,000円もいらぬのではないのでしょうか。財団で自分たちでつukれないのですか。そしてまた、それがそういうインターネットのソフトをつくる会社に行ってしまうのかどうか。もう少し具体的に、補助金でしたら先ほど吉田委員からもお話があったと思いますが、補助金はこうあるべきだと制度を決めてしまっているわけだから、そうなる正しく金額は別にしても議会にわかるように説明してください。そういう部分です。

それと、先ほど同僚委員からもありましたが、1,500万円の話が合ったけれど、それではアイヌ民族博物館に1,500万円含めて白老町から、ほかの項目にも補助金あると思いますが合わせていくら

いっているか。そういうことです。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 多文化共生のマークについての、なぜマークをつくったか。後のものはまた担当課長が答えますが、なぜあのマークをつくろうと思ったかというところからちょっとお話ししたいと思います。選挙公約で多文化共生のまちづくりと今前田委員おっしゃったとおりで、12月等々、3月の議会からも多文化共生がわかりづらいというお話もありました。私にも町民のほうから「多文化共生とは何だ。」というお話結構いただいております。その多文化共生がわかりづらいというのは、私は日本に一つしかない多文化共生のまちづくりを目指していますので、まず、多文化共生のまちというのはイメージできないのでわかりづらいということになっています。イメージできるように努力はこれからするのですが、そのイメージできる多文化共生とは何ぞやというものの一つの手法として、マークをつくって町民の意思を統一したいということ、これC Iマークもそうですし、虎杖浜地区のゆたらくんもそうですし、白老牛のべこ丸とかもそうなのですが、イメージキャラクターというのですかね、イメージのマークというのは、一つの手法としては大事だというふうに思っております。それで多文化共生というのはわかりづらいので、みんなが統一できるマーク、この手法の一つですから、手法の一つとしてつくりたいという思いで、今それを決める手法は前田委員のおっしゃるとおりいろいろな手法があったのでそれは反省するところもあるのですが、それはマークをまずつくるということと、あとC Iマークは今まで北海道にある元気まちマークとして、それはありますので、それはこのまち全体のものであるということと、変更ということではなくて多文化共生のまちのマークをつくったということの経緯でございます。シンボルマークをなぜつくろうかというところの私の今の思いでございます。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 今町長が答弁申し上げましたように、このマークをつくる目的というのは、そういう多文化共生というものの統一的なイメージをより早く簡潔に伝えていくためのツールとして町民に広げていこうという目的であります。広げていくツールとして今政策に取りかかっていますけれども、子供たちの使えるようなクリアファイルですとか、あと何かものを入れる紙袋とか、ことあるごとに会場で掲示できるようなスイングバナーとかフラッグ、そういうものを作成しているところであります。それで、それをなぜ委託したのかということですが、こういうデザインとかそういうツールをつくっていくに当たっては、やはりプロから見た目が必要だろうということでそういう委託に至ったわけでございます。今後はそれら事あるごとに言っていくことやそれらツールを使いながら広く啓発、普及、PRをしてまいりたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） 武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） アイヌ文化学習活動助成経費についてでございます。こちらの助成につきましては社会教育団体、いわゆるアイヌ民族博物館に対するアイヌ文化学習に関する助成でございます。主なものといたしましては、先ほど答弁いたしましたインターネットの管理等の事業、サーバーの保守管理委託につきましては一つです。全部で3つありまして、2つ目は4月から10月までボランティアの解説員の方々がいらっしやっただいております。解説のボランティアの方男性5名、それと伝承のボランティアの方女性2名、彼らに対します解説員の交通費というよ



うな予算でございます。3つ目といたしましては、来館する方々に対するスタンプラリー、それとシールということで印刷製本費でございます。以上が補助対象となっております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） まず、ことしのイメージソングの経費についてでございます。こちらにつきましては平成27年度の予算で象徴空間アイヌ語の歌作曲謝礼ということで謝金、また指導及び講演謝金、講演の開催謝金ということで計上してございまして、そのうち2分の1は北海道の地域づくり総合交付金を活用するというところで現在実施してございます。

続きまして、アイヌ協会の補助金の内訳でございます。アイヌ協会につきましては、基本的に任意団体ということで協会会員の会費によって基本的には運営されてございます。ただ、上部組織といたしまして公益社団法人北海道アイヌ協会というところがございまして、そちらのほうに負担金という形でかなり予算のほうにとられると。ただ、白老アイヌ協会といたしましては、木彫講座だとか、アイヌ語教室だとか、そういう文化の普及啓発事業、そういったものもしっかりやっていきたいということで、それらの事業に対する支援ということで補助金を出してございます。また、アイヌ民族博物館への町からの支援状況でございますが、補助金として支出してございますのは先ほどからご説明しております1,500万のアイヌ文化基盤強化対策事業、それと先ほども生涯学習課のほうからご説明がありました社会教育事業補助金の76万5,000円、この2本でございます。そのほかにアイヌ民族博物館への町の支援ということでいえば、都市公園の占用料の減免というのが約750万円ほどございますので、トータルすると町から直接アイヌ民族博物館へ支援している状況は約2,300万円程度という状況でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） ほかの委員さんも質問あると思いますのでこれでやめますけれども、その象徴空間の町内へのPRの部分についてグッズ云々と言っていましたけれども、これはどのようなものが用意されて、いくら経費がかかっているのか。そしてこれが28年度以降の、スイングバナーだとか言っていますけれども、多分いっぱいあると思いますが、どのような目的になっているのか、それで28年度このようなPRグッズをいっぱいつくっていますけれども使い切れないのか。多分26日のシンポジウムに使って終わりなのかと思いますけれども、どういう形で使っていくのかと。こういう経費というのはやはり深く浸透して効果が出てこなければだめですね。缶バッチのようにやりっぱなしになったらそこで終わってしまうのです。そういうことです。それと最後に、これまで議論してきていますけれど、シンボルマークに関する業務が、事業が、どの場面においても議会に説明がなかったのです。町側はマークだけだから大した仕事上支障はないという意識なのか。町側はそういう意識なのか。そうであれば仕方がないけれど、私は町長があれだけ執行方針で大きく自分の公約、施策だといっているながら、事務部門というか、担当というか、役所の行政内部の取り扱いが非常に一貫性というか、捉え方がどうもアンバランスだと思います。そこでどの場面でも議会に説明がなく、我々は事業の内容も知ることなく進んでいるのです。こういう施策、政策とは言わないけれども、事業を行っている過程の流れについて、場面、場面という仕事の区切りでやっていく部分というのがあると思うのですけれども、そういうその仕事の流れ、当然理事者だって決裁の上でこれは議会はどうだとか、これはみんなで協議しなければいけないという部分はある

はずです。理事者がするかしない別にしても、町の全体の流れの中で、あえて聞きますけども、今言ったことを理事者としてはどの程度捉えているのか、感じているのか、そこだけお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） いわゆるPRグッズの使い方ですけれども、その使い切りということではなくて、先ほど申しあげましたように事あるごとに、行事ごとにそういうものを立てて、その象徴空間のシンボルマークということをしてPRしていくためのものとして使っていきたいということでもあります。実際のそのPRグッズのほかにシンボルマークのポスター、チラシをつくりますので、それらもその内容、意味、目指す方向などを理解していただくのに配布等をしてまいりたいということですが、今ちょっと個々の経費についてちょっと手持ちありませんので後ほど答えさせていただきますと思います。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 2点目の議会への説明の関係でございます。先ほど町長のほうからも反省すべきところは反省してということでもあります。今回のシンボルマークについては、ただ本当に一方的に議会にご意見をという出し方でありました。このことを実際に2月、課長会議でマークに限らず、やはり議会への説明の大切さというか、議会に我々提案するということは議会の皆さんの賛同を、議決をいただければならないというのが一番大きな部分ですから、そのことをやはりきちっと議会にこのマークに限らず、いろいろな政策立案したものを説明して対応していく、そのことの大切さを私のほうから各課長にも伝えました。そういう部分をきちんと改めて議会への説明責任と申しましょか、徹底していかなければならないというふうに考えてございます。今回シンボルマークを通してのご質問でございますから、きょうは全体を通して議会へのそういう議決いただくための対応、そのことをもっと議会の皆さんに情報を出して、いいものをつくっていかねばならないというのは基本中の基本ですので、今後もその辺は十分注意して対応してまいりたいと考えております。

○委員長（小西秀延君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時17分

---

再開 午前11時30分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどの答弁保留がありましたので答弁保留からまず先にしたいと思います。

高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 先ほどのグッズ類の経費についてご答弁いたします。まず先ほど申し上げましたクリアファイルだとか、スイングバナーだとか、フラッグのほうは128万7,468円です。それと、もう一つポスター、チラシにつきましては37万6,920円となっております。内容につきましては、クリアファイル4,500枚で36万円、ピンバッジ1,000個で16万円、紙袋500枚で14万円、スイングバナーが大きさが3種類ありまして、180センチくらいの小が10本の15万4,000円、中が10本で18万円、大が5本で17万6,000円、フラッグが3枚で2万1,600円でそれに消費税がつきます。それからパンフレットはカラー刷りで5,000枚12万円、ポスターがA1版とB1版の2種類ありまして、A

1版が200枚で10万6,000円、B1版が200枚で12万3,000円となっております。

○委員長（小西秀延君） 質疑を続行いたします。

8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 象徴空間のことにつきましては代表質問で私聞きましたので、もう一度基本的な部分だけお尋ねしたいのです。それは前々々回くらいに質問しましたがけれども、象徴空間そのものは国が進めるわけですよ。白老町としては何を求めるのか。ただ活性化したいとかではなくて、白老町としてはこの博物館が来るということが決まったことに対して、アイヌ政策として白老町は何をしてほしいとか、何を要望したいのか。こちら辺がはっきり考え方があればお伺いしたい。同時にまちとして活性化はやろうというのはよくわかりました。ただ、これを機会にアイヌ政策をどう発展させるのかということです。大切なのはここの考え方をきちっと持っているのかなのです。どういうことかということ、多文化共生がわからない、博物館が来るからよかった、よかった、100万人が来ると。これをやっている代表質問と同じになるからやめるけれど、そういうことではなくて、白老町のアイヌ民族政策というのは私は優れているものがたくさんあると思っています。全道に先駆けてやったことも事実です。そういう中で、今この状況の中で、どうそれを発展させるという考え方、何か多文化共生で活性化だけ、起爆剤だとかまちつくる活性化だけにしか受け取られないのです。さっきのマークの質問もそうなのです。違うのではないか、本当にアイヌ政策を進めるというのは、本来白老町として、北海道もちろんやるのだけれど、白老町として博物館をどうするかと考えたとき、そのことをやらなければ、何かそれを利用してまちが潤えばいいのだというふうにしかならなくなってしまうのではないのか。僕はずっとそのことを聞いているのだけれど、なかなかうまく答弁ないのだけれど、そのところがまず1つ聞きたいのです。

もう一つは、慰霊碑の関係で中身がだいぶ固まったようです。2ヘクタールではなく4.5ヘクタールということで固まってきている。例えば慰霊碑の問題で言えば答弁もあったかもしれません。4.5ヘクタールは国がやるからいいけれど周りは民地が30ヘクタールくらいあると、それについては何か答弁があったような気がするのだけれど、まちが例えば無償で使わせてほしいというような意見を聞いたのだけれど、僕が言っているのはそういうこと。まちがこういうふうにしてほしいというものや、国や、道や、こういうところにきちっと打ち出すと。何かやってもらうことだけではないです。できるということはいいことです。ただ、そういう姿勢がないと僕は何にもならないのではないかと思うのです。この博物館を考えてください。僕の記憶が余り定かではないけれど20年くらい前に何度も質問しているのです。都市公園のお金で先ほど700万円といわれましたが、以前は白老町に1,200万円か、1千百万円入っているのです。ずっと入っているのです。それから、例えばウタリ対策資金で漁港の船揚場も、ふ化場も、ことばが悪いけれども不良環境整備での道路も、生活館もそうです。そういう恩恵を白老町はたくさん受けてきているのです。そして、それが厳しくなったから、例えばこの都市公園のお金をいいですよというふうにした。これも何度も何度も議会で取り上げた中でなってきた。トイレをつくったり、駐車場を向こうに渡したりとありました。今1,500万円まで、500万円が1,500万円。だから、そういう歴史的な経過の中で今の博物館というのがあるのです。そうだとしたら、例えば博物館の収蔵品、山丸武雄さんや野村さんがかかわったのかもわからない。山丸武雄さんが財団の中で一生かけて集めたものです。彼がリーダーとしてここでアイ

又の方々とトラブルを全くおこさないで、一時は観光との関係で非常に問題があった。それを乗り越えてきたのはこの白老にいたアイヌの先人の方々です。それが何か今、それを起爆剤にして、僕に言わせればすごく言葉を悪く言ったら、それでまちで何とかしようと。それはそれでいいのだけれど、そこが優先してしまうから、例えばマークみたいなことが起こるのではないかと僕は思うのです。補助金、これはきのう質問したばかりです。補助金、委託、報道、我々だってそのように読みました。町が抗議したかどうか知りませんが、役場の旧の幹部の方々から私は電話2本もらいました。「おい、お前議会でシンボルマーク変えると決めたのか。」と。そのようなことが取りざたされるような取り組みで、町長、どうして多文化共生が町民に浸透せるのですか。このマークをつくる時の運動、それで町民を結集することを考えなければだめなのではないのですか。取り組み方が逆ではないですか。僕が心配しているのはそういうことを心配しているのです。だから、これは本来町民が結集するために最大の、マークというのは使えたはずなのです。もう謝ってもらってもしょうがないから謝ることはいいから、やっぱりそういう政策をつくっていくときの何というか、本当にことば悪くいえば、期限があって、補助をもらって、3月までにやらなければだめだから、もう早くマークも決めて、早く発注しなければだめだ。それでいいものができる、町民が納得するものができるか。町民がどこに参画していますか。理解できないのが当たり前です。そういう歴史とそういうものを含め、今のことを積み上げていかないと、それはお金がないから補助金が大切だというのはよくわかる。だけど、そのことで慌てて得になることは何もないのです。本当にそういうことがわかって、何か100万人入って、その起爆剤ですごくよくなるような印象だけがずっと先行していくという、僕はここに非常に危険なものを感じているのですけれども、できれば明確な答弁をいただきたいと思います。

例えば、先ほど山丸さんの話をしたのはなぜかという、現在の博物館の収蔵品、まちがどう考えているか。先人の人たちが非常に苦労して85万人入ったとき、あそこでたくさん売上げがあったし人が入ったし、入館料もあった、そういう中で当時の人たちが貴重な資料をたくさん買っているのです。それを、自動的に国立博物館が来たら、「はい、どうぞ」となるのかどうか。町はそれで博物館がせっかく来てくれるのだから当たり前だと考えているのかどうか、いやそうでないと考えているのなら考えでいいのです。私はやっぱり、この今までのアイヌ民族博物館をつくってきた先人の人達に敬意を表するとはどういうことか、例えば、買ってもらえないとしてもそういうことはきちっとしないとだめです。それがそういうことを積み重ねた先人の力があって、山丸さん、濱さん、そういった人たちの力があって今の博物館があるから来たのでしょう、トラブルもほとんどなく。そういうことを、本当に活性化に使うとしたらそういうことこそ活性化会議の中できちっと議論して、総括して、そうして新しいものに入っていくというのが筋ではないかと私は思いますけれども。

○委員長（小西秀延君） 遠藤企画課アイヌ施策推進室長。

○企画課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君） 最初の白老町として国にどのような気持ちで何を求め、何を要望しているのかについてございますけれども、まず1番の最初から、この象徴空間の整備が決まったということの時点からの話なのですが、まずは今のアイヌ民族博物館をこの白老町で育てていって継承されていくわけなのですが、まずその人です。人、人材、今お話があ

りました資料ですとか、形にはなっていない知識、そういう積み上げたものをしっかりと象徴空間の移行に当たってその運営法人にしっかりと引き継がれると、そして最終的には今いる人をしっかりとつないで引き継いでいただきたいということをまずは第一義的に要望しているところでございます。そういう中で、その象徴空間の予定地となっている町有地、白老振興公社の所有地ありますけれども、そこをしっかりと国の責任で引き取っていただきたいと。そういうものを含めて整備していく中で今の渋滞の問題ですとか、いろいろなさまざまな問題出ておりますので、そこら辺は国、道も含めて引き続ききちんと町の課題を認識していただいて、しっかり情報共有して取り組んでいただきたいということを引き続き要望しているところでございます。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 全体で4項目ございましたが、まず前段で民族共生の象徴となる空間整備という、これはもう国の責任でということはもちろんのことです。それは何かというとやっぱり民族がお互いの文化を大切にしながら生きていく社会の実現というのがこの象徴空間というふうに位置づけていますし、私どももそういうもつで国に事業化を進めると。まちがという部分は、今室長が言った部分ですが、何と云ってもアイヌの方々の尊厳を大切に、そして伝承、保存というこの骨格となる部分はしっかりと国にも伝えて、そのことを国がしっかりと責任においてやってもらおうという部分がございます。ハード整備は町がやるとかそういうお話ではなくて、まちの姿勢として、そういうことを国が責任を持ってやってもらいたいということを位置づけを、はっきりさせています。

それと2つ目に慰霊施設の関係がございました。今ゴルフ場へ行く道路の小高い丘のところ南側に面して国道、海が見えるという場所を今国が選定して、これは北海道アイヌ協会と十分協議した上でその場所が最も適地ということで進めているのですが、いかんせんそこは全部民地でございます、国が今相手方と交渉中ということでもあります。また慰霊施設は国の責任において整備していくものでありますけれども、その整備の区域というのはやはり限られていまして、あの山全部をできるかといったら、慰霊施設で必要とする面積を国が買い取って整備をするということになっていきます。ただ、北海道アイヌ協会のご意見としては、周辺を少し立木を少し整備しながらだれもが散策できるようにしてほしいと、こういう要望は国にぶつけているのですが、国がなかなかそこまでは予算の範囲もまた獲得するには政策的に難しいということで、まちのほうにそういう協力要請というお話が来ています。これはまだどういふふうに整備をしていくか、これがまだ固まってはいませんけれど、要望、意見としてはございます。それから昨日からもずっとご意見のある、その政策立案に当たっての国の交付金、先ほどのシンボルマークもそういうふうに過疎交付金を充ててという部分があります。確かに期限あつての事業で、27年度今月中に全て終わらせなければならないという、しかも11月以降からの取り組みというのもあつて、非常に短い期間の中でこれだけの量をこなさなければならないという部分があつて、いろんなところに不都合と申しましょか、反省はもういいというお話でしたけれど、やはり我々が目が届かないという部分もしっかり押さえていかなければならないと反省している部分があるのですけれども、どうしても何と言いましょか、一般財源で充てるという部分で厳しいから職員も個々の意識として、1円でも一般財源を持ち出さないで国のお金で、そういう補助金、交付金というふうにどうしても頭が行ってしまいます。これは

予算査定の中でもそういう議論がどうしてもありますし、財政厳しいということは重々承知の上での対策なのですけれども、結果として期限があつてこういう事態を招いているというのは、今後もまたいろいろ国が政策を打ってくることは、限られた期間ということも十分認識の上でやはり政策は打たなければならないかなど。今回議会の皆さんからご意見いただいてそれで終わってしまったのでは何も発展しませんから、そういう面はきょういただいた部分をきちっと受けとめて、限りある期間であってもそこはちゃんと議論をできるように、議会のほうにも説明責任果たせるように展開していきたいというふうに思います。

それから最後、先人の部分のそういった収蔵品、そういうものはいろいろな部分があつて、国もやはり白老町にはそういう財産がある。だれもがそれだけの歴史の方々のつき合いもあつた中で白老町がやはり優れているという部分を判断されて、ここに象徴空間という部分も決まってきた一つの要因であると思います。ですので、こういったものはやはりきちっと大切にしながら、今後どう国が引き継いでその展開をしていくのか、通常の展示スペースがあつたり、それからテーマ型のスペースが設けられるということが、このたびプロポーザル方式で設計会社が決まりました。約6,000万円近い基本設計費をかけて展開していくということなのですが、環境型の博物館というふうに銘打つてのプロポーザルで企業さん決まってるという部分がありますので、私どももそういう今までの収蔵品をどういうふうに保管、また展示されという部分が活かされていくか、ここが大事なことになりますので、関係機関ともその辺は協議させていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 8番、大淵紀夫委員。

○8番（大淵紀夫君） 私が言いたいのは、例えば町が何を考えるかという中で、例えばその先人のアイヌの人たちが集めた収蔵品、これをどのような形かわからないけれど、もしそれがきちっとお金になって文化振興基金に、これからのアイヌ施策のために積立金をつくると、そういうことを町なら町が考えて国にきちっと要求するということです。そういう考え方がないかということをお聞きしたいのです。それは何も売るとか、金を取るとかではなくて山丸武雄さんはじめ濱さん含めた方々がどれだけ苦労してこれをつくったか、何十年もかけてつくったものなのです。それが博物館ができるから「いいですよ。はい全部どうぞ。」そのようなことにならないのではないかということをお聞きしたいのです。そこをやるのはそれは町なのです。もちろんアイヌの方々も要求するかもしれないけれど、それを積極的にやるのは町なのです。そういうことを道に働きかけて道と一緒にやるとか、それをやることによって文化振興基金なら振興基金という形で、アイヌの方々の基金なら基金という形で積めるとかそういうことを町が考えないと。それが政策を打つということなのです。それがいいかどうかは別です。そういうことを言っているのです。それから今のマークの話ですけれど、もうこれ以上はですけれど、例えば高橋課長、現実的にきのう出た職員の何だかリスト、精神何だかかんだかのリストに載るのではないかというくらいあなたは疲れた顔をしています。一生懸命やっているというのは僕はわかっているのです。ただ、現実的にしてこうなったら、言う人はやっぱりこういうことを丸投げというのです。言わない人もいるかもしれないけれど、言う人はこういうことを丸投げと言うのです。丸投げってそういうことです。これはこれで期限があつて、今副町長が答弁あつたように、期限があつてどうしてもここまでやらなければ、私のところに来ているのはシンボルマークが決まらないうちにもう発注しているのだというのが入っ

てきています。嘘か本当か知りません。会計検査院と同じことを繰り返しているのです。わかります。だから報道を含めてきちっとした形で報道してもらったり、きちっとした形の中でやらなければ、何もないとここでそのようなことが出ますか。脇が甘いのです。そういうことを言っているのです。だから僕は謝らなくてもいいと言ったのです。僕は何十回も言ったからこれ以上言いたくないけれど、危機管理というのはそういうことなのです。そここのところはやっぱりきちっとしていかないとだめなのです。苦労されているのは本当によくわかります。しかし議会と共有できればそういう質問は出ないのです。共有されていないから出るのです。町長わかりますか。共有されていないからそういう質問が出るのです。そここのところどう反省するかということを考えないと、下で働いている人は大変ではないですか。だれに責任があるかといったら町長です。はっきりしているのですから。そここのところはやっぱり危機管理をきちっと考えてやらないと下の者が本当に力出して仕事できません。そういうこと私言っているのですから、もう謝らなくてもいいということもそういうことなのです。そここのところこの2つだけはちょっと答弁欲しいです。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 1点目の部分でございます。基金にすぐつながるかどうかが別議論になりますけれども、例えばそういう特別展示をして入館料いただくと、特別展示は別に入館料があってその収益の一部をそういう事業に充てるだとか、あるいはそういう基金をつくって充てるだとか、そういう部分は考えなければならぬと思っています。単に入館料全て、国がつくった施設で国で全部持っていかれるということではなくて、収益上がった分の一部は、やはりアイヌの方々のために使われるようなお金に今お金を生むことも考えれというお話でありますので、いろいろな特別展示の中での展開の仕方も考えなければならぬというふうに思っています。オープンしてからでは間に合いませんので、この4年間の中でしっかりそれは組み立てをしていかなければならぬというふうに考えておりますので、そういう事業化になるときはまたきちっと内容をご説明したいというふう思います。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） マークの件と脇の甘さの件なのですが、理事者というか私の立場からして職員が働きやすい環境をつくるというのは私が最高責任者でありますので、これはしっかりと考えていきたいというふうに思います。マークをつくる過程も安易に決めたわけではなくて、先ほどちょっとお話しましたが、町民がやっぱり一体となってどういうものを目指すかというものの一つの手法としてマークを選んで、そのマークをどういう形に町民に広げるか、どういう形でつくっていくかという過程で、例えば議員の皆さん、何もなしに何か手法ありますかという形から話していけばいいのかどうかというのも含めて、調整会議もそうですし、理事者会議もそうですし、このマークの件についても象徴空間の件についても、政策過程で協議とか打ち合わせはずっとさせていただいております。ただ、その中でやっぱりただの事業ならいいと思うのですが、政策ということではやっぱり議員の皆様と共有していかなければならぬと思いますので、この辺はしっかりとその一つ一つの事業や施策に対して、今度情報を共有できるような体制をきちっとつくっていききたいというふうに考えております。

それともう1点、一答目の中の質問なのですが、今象徴空間は国の事業であるということで、そ

この中は国でやるので、決まったことに対して白老町のアイヌ政策、今後どういうふうに進んでいくかというご質問があったので、それにお答えしたいと思いますが、確かに象徴空間の中は国の事業として進んでおります。ただ、北海道アイヌ協会もそうですし、白老アイヌ協会も協議の場は国のほうも持っていていただくので、いろいろな意見は出させてもらっております。今までその象徴空間がきたのは、今大渕委員がおっしゃった歴史とかいろいろな取り組みがあってここに決まったので、それはそれで白老町のアイヌ施策としてこれからも先人に学んだことをきちんと伝えていかなければならないと考えますので、それを続けていきます。どう発展するのかというのは、せっかくここに日本で唯一の国立の博物館が、象徴空間がきますので、これも白老のアイヌ政策と一緒に作り上げていきたいと考えておりますし、具体的な事業と申しますと、今ポロト湖畔で毎年チエプ祭、アイヌ協会が主体となってやっております。アイヌの伝統儀式を広くいろいろな人に広めたいという事業でありますので、この辺は象徴空間ができたらどこでやればいいのかという話もあったので、その辺は国との協議できちんとした中で象徴空間の中でやらせてほしいとか、あと、せっかく白老にできるので北海道・東北も合わせていろいろなアイヌの方々の文化がありますので、それをきちんこの国立の博物館の象徴空間の中でやっていくために、白老のアイヌの方々がいろいろなそのお手伝いとか一緒にやっていって作り上げていく、そしてまたそこから発信していくということも国のほうと協議はさせていただいておりますし、そういうことが発展すると今まで白老がやってきたアイヌ施策の発展につながっていくというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） 8番、大渕紀夫委員。

○8番（大渕紀夫君） 慰霊施設のことでちょっと聞き忘れたのですが、慰霊施設は要するに全道的な規模になりますね。これは博物館と性格が変わると思うのだけれども、その北海道全体、もちろんアイヌ協会の皆さんと相談しているのだからそれはそれで結構なのだけれど、ただ、その白老町にあるということ言えば全道から来られるということになりますよね。そこら辺はやっぱりできた後、白老町が責任を持たなくてはだめになりますね。ですから、そこで町として、全道的なアイヌ協会があるところなのか、それともイオルがあるところ何カ所なのかかわからないけれど、それは協議会か何かをつくって運営だとか、それから今後の取り組み方だとか、トラブルが起こらないとも限らないですよ。トラブルという意味は、例えば遺骨の裁判とかいろいろなことがありますから。ですから、そういうことを含めて、そういう関係自治体との協議会か何かかわからないけれど、何かそういうものをきちっとつくって、白老町にできるのだから、白老町にまだ遺骨がないわけですから、そこにできるわけですから、やっぱりそういうことは今からきちっと配慮しなくてはいけないのではないのかなと思っていたのです。

町長に反論するのではなくてマークの問題ですけど、期間もわかります。それから何もなしのところから我々にと、そのようなことにはならないと思います。ただ、私が言っているのは、期間がなかったのだけれど、これは逆に言うと最大限町民参加、議会参加、一緒にこのマークをやっぴり広めようというふうにならざるを得ないというふうなところがよかったのではないかと。例えば一年遅れたとしてもそのほうがマークが生きるといって、そういう政策判断のことを僕は言ったつもりなのです。反論するわけでもないし、それがいいとかというのでもなくて、そういう意味のことではありますので、そこは間違わないでほしいと思います。



○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 慰霊施設の運営につきましては、今政府のほうで考えておりますのは、一の運営法人、要は博物館だとか民族共公園を運営する法人が、慰霊施設のほうも管理運営するというような方向性が示されています。ただ、実際に儀式等行う場合には北海道アイヌ協会が中心になりまして、もしくは遺骨が保管されている地域のアイヌの方が白老に来て儀式を行うという形で、そこはアイヌ協会の方が主宰となって儀式を行う予定となっております。ただ、小さいアイヌ協会等であれば儀式に必要な祭主の人数だとかそういったものが足りなかったり、儀式の道具だとかを揃えられなかったりというところで、必ず白老のアイヌ協会の方のお力添えが必要になってくると思いますので、その辺は今アイヌ協会のほうでその伝統儀式の研修会等も実施しておりましていろいろ勉強しているところでございます。自治体としてのかかわりいたしましては、象徴空間の管理運営協議会というものが設置されます。それは象徴空間全体の管理運営に関する協議会です。その中に国も入りますし、北海道も入りますし、地元自治体も入りますし、関係する自治体も入ります。アイヌ協会の各支部ももしかしたら入る可能性がありますので、そういったところでしっかり情報の共有をして進めていく形になると思います。

○委員長（小西秀延君） それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午後12時03分

---

再開 午後 1時05分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

質疑のあります方はどうぞ。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 175ページの民族共生象徴空間整備促進・活性化事業についてお伺いいたします。先ほどの説明の中で、曲をつくりKiKiさんという歌手の方に作曲していただき、萩野小学校の方々と一緒に歌うためにCDもつくって、また今も歌唱謡指導をしているとお伺いいたしました。これは、道のほうの補助金も入っていると聞いておりますけれども、なぜその補助金が入るようになったのか、使えるのかという意味も含めてなのですけれども、それが一つです。

それと、これ象徴空間の地域活性化イメージソングということで先ほど説明がありましたけれども、これは国立アイヌ民族博物館でもなく、白老町のアイヌ民族のためでもなく、象徴空間の地域活性化イメージソング、それはどういうものなのか、つまりどのようなコンセプトを持ってつくっていったのか。そして、この詩なのですけども、歌詞、先ほどちょっと資料をいただいたのですけれども、この歌を3月26日に発表すると言っていますけれども、確か2月に議会の中でつくっている象徴空間の特別委員会をやっているはずなのですけれどもそこでも、何も私は報告をされていないような気がするのです。こういうような考えで、こういうふうな形をつくっていますみたいなことはちらっと去年あったような気はするのですけれども、それから全く何も報告がなくて、本日議員が質問したら初めて26日に発表すると。ちょっと私はおかしいかなと正直思っています。なぜ、議会で説明できないのかなと。その辺をまずお伺いします。

それからもう一つ、ここ先に聞いておきます。歌をだれが発注してだれが審査したのかというこ

とだと思のです。だれが、白老町がお願いしたのかそれともこれ国とか道とかその民族共生象徴空間整備促進事業ということだから、そちらのほうが発注したのか、この曲を審査してこれでいいですと決めたのはだれなのか、どのような組織でもってオーケーを出したのかその辺をお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） ただいまの質問にお答えいたします。まず、象徴空間地域活性化イメージソングということで「カムイへ」という曲につきましては、白老町のほうで2013年度から何回かコンサート等を開いておりまして、白老町の観光大使にも任命されたておりますKiKiさんのほうに白老町が委託をして、作詞作曲を委託をした経緯でございます。趣旨といたしましては、子どもたちを中心に町民一人一人がアイヌ文化や象徴空間への興味・関心を持ち、白老町の地域活性化につながるよう、象徴空間の2020年の一般公開に向けて、来庁者を快く迎え入れる機運を向上させること、そして町内外へ象徴空間、白老町をPRすることを目的として曲の作成をお願いしてございます。曲につきましては、まずテーマとしては、白老の歴史だとか文化だとか自然だとか、そういったものをテーマに作詞・作曲をお願いしてございます。KiKiさんにつきましては何度も白老のほうに足をお運びいただいて、白老の自然等を見ていただいたり、アイヌ民族博物館でいろいろお話を聞いていただいたりというようなことで製作をしていただいております。

こちらの事業につきましては民族共生の象徴となる空間整備促進活性化事業ということで、町民の意識向上を図るという目的をもって、道の地域づくり総合交付金に申請をいたしまして、ソフト事業ということで認められた経緯でございます。

特別委員会等でちょっとご報告等は確かにしてございません。その点につきましては経緯と状況等を説明しておくべきだったかというふうに考えてございます。申し訳ございません。曲の選定につきましては、KiKiさんのほうから昨年10月ぐらいに原曲といったようなものはお示しをいただきました。そちらのほうは理事者も含めて一旦お聞きいたしました。プロがつくった楽曲でございますので、ここの音程がどうだとかなんとかというふうな専門的なことは口出しちょっとできません。歌詞については、ちょっとここの表記はという形は理事者のほうからも意見をいただいて、その辺はKiKiさんのほうに修正をしていただいたりという経緯はございます。また、原曲ができてから萩野小学校のほうで実際に子供たちに歌っていただいて、子供たちの反応といいますか歌いやすいとか、歌詞についても子供たちが理解できる歌詞になっているかどうかというのは、萩小の児童の声を聞いて微調整をして、このたびやっとならぬと完成というような形になったところでございます。発表のタイミングにつきましても、当初はちょっともう少し早い段階で町内で行われる音楽祭等で発表する予定でございましたが、ちょっと児童との調整といいますか、微調整にちょっと時間がかかったものですから、この3月の26日に発表という運びになったところでございます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） この曲の歌詞のことなのですが、まず題名「カムイへ」、この「カムイへ」というのはどういう意味を持っているか、それとこの歌詞「そよぐ風 流れるとき 今この地にたって 光が私を照らす 命を照らす 小さな種が芽を出し やがて一輪の花が咲くように とこしえに愛は紡がれていく あなたの涙を決して忘れない この土地 この川 海のかなたまで

私は叫ぶ 大いなるカムイへ あなたにささげる希望の歌を」1番は大体このような歌詞ですけれども、実際にこれは象徴空間を活性化するイメージソングとして、白老町民の意識を高揚させるためにつくったとおっしゃっていますけれども、これはアイヌ民族に全く関係なく白老町民のためにつくった曲と理解してよろしいのでしょうか。もしそうであればそれなりに次に質問したいと思しますので、そこをお願いします。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） ただいまの質問ですが、アイヌ民族のための歌をつくったというわけでははっきり言ってございません。あくまでも白老町、特に子供たちに向けてつくった曲で、子供たちにふるさとのおよさといえますか、白老のよさを知っていただく。それが地域を愛する気持ちになって地域活性化につながるといったような経緯がございまして、まずはその白老にあるさまざまな自然、豊かな自然、それとこれまでそのアイヌの方々だとか先人たちが築いてきた歴史、それを振り返って今後未来に向けて展開していこうと、そういった思いを込めてつくったというふうにKiKiさんのほうからお聞きしてございます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 私このKiKiさんがどうのこうのでさっきから聞いているわけでは全くなくて、私たち議会もアイヌ民族のことにに関して特別委員会までつくって、頑張っただけから白老の2020年に向かってPRしてやっていけるようにやりたいということをつくっています。その中で、申し訳ないけれど、この方のせいかつくってくださったこの歌詞も、曲も一切委員会で報告もなく、今こうやって聞いたから初めて出てきましたけども、本当にこれどのようなコンセプトでやるのですかと私聞きましたけれど、コンセプトというのは一つの概念のような、そういうものを広く公の人たちにPRする、広告するための一貫したものの考え方だと思うのです。それをここで申し訳ないけれど、これ去年の予算で使ったもの、それでつくって、今年度これPRするためにまた250万円お金を使うわけです。そうなってきたらより、効果的に使うためになぜ早くもって白老の議会の中に提示していただけなかったのかなと。私は非常にそこが腹立たしいです。このKiKiさんが悪いのではなく、そちらのほうの役場のほうで議会に提示するタイミングが非常に遅過ぎるのではないのかと、それによって私たち自身がこの象徴空間地域活性化イメージソング、このようなものを自分たちの中できちっと理解し、そしてこれはきちっと多くの人たちに理解してもらうためにどういようなことをちゃんと理解すればいいのかということが、私たつた今ここで聞かされたら全く理解できないです。これを理解するまでだいぶ時間がかかります。だから、本来であればこの彼女が、この曲に込めた思いというのがちゃんとあるのであればあるように、そういうものもちゃんとつけて「こういう思いでつくったのですよ。どうですか。」というものも何もないではないですか。私はもうちょっとそういうところを丁寧に説明していただきたいなと思います。そうしないと、子供たちに聞かれたときに、私は初めこの詩の内容聞かれてもさっぱりわからないです。なんと説明していいのかよくわからない。やっぱりイメージソングをつくる以上は、やっぱりきちっとしたイメージというものをきちっと議論してそういうものきちっと出さないと。簡単に小さなイメージではない、これ白老町全体ではなくて象徴空間のイメージだから、アイヌ民族にも全部波及してくるわけです。そういうイメージだということをもっと理解して、1本の柱というかそのようなものを、

一貫性みたいなものをきちっと私たち示していただかないと、それが今後も何かあるたびにぶれてしまったら困るわけだから、だから私はこのようにうるさく言っているだけの話でございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 委員のおっしゃることはよく理解いたしました。まず、象徴空間のイメージソングというわけではなくて、象徴空間地域活性化に向けて町民が一つになる、そのテーマソングという位置づけになっております。確かに歌詞については人それぞれ、歌詞を見て感じる感じ方というのはちょっと違うかなというのは思います。これはまたメロディーに乗せて、メロディーでまたこの歌詞を聞くとまた印象も変わってくると思います。ですから、機会があれば事前にその歌と歌詞もお聞きいただけるのがよかったのかなというのは正直思いますが、もうすんでしまったことですので、今後26日にその歌について発表させていただきますので、そのときまた、KiKiさんにも28年度以降も先ほど250万円といたしましたけれど、このイメージソングで使われるのは、各学校の指導謝金とまたそのイメージソングをホームページ等に発表する費用として、トータルで45万円ほど計上してございますので、そちらでKiKiさんにまた白老のほうへ来ていただくという機会もありますので、そのときにまた公式な場でKiKiさんのこの歌に込めた思いとか、そういったものも皆様にお知らせさせていただければというふうに考えております。

○委員長（小西秀延君） ほか。10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） 今のことに関して、ちょっと関連しての質問なのですが、今の曲なのですが、KiKiさんからそのような曲をもらってこれから白老に広めていく。今の26日とさっきいったような音楽祭で発表されているこの曲というのは、今後どの場面でつかわれるのか。年に何回ということはないと思いますけれど、せっかくなので、やはり音楽祭といっても恐らく人が来る人数といいのも限られている中で、どういう場面で使われて、PRするまでもないと思いますけれど、どういう場面で、せっかくの予算をつけてそういう曲をつくって、まちなほうはどういう考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） できた歌の今後の使われ方につきましては、今回、萩野小学校を対象に歌唱指導というものをさせていただきました。これを各小中学校に広げて、今できている曲というのは2部合唱の曲になってございます。ですから、合唱曲として例えば合唱コンクールの課題曲にさせていただいて各学校で競って歌っていただくとか、また、卒業式だとかそういう節目節目で校歌と並んで白老町の活性化のイメージソングとして、2020年に向けて歌っていただけるように働きかけをしていきたいと思っております。また、学校以外にも各音楽サークルだとか、町内会だとか、そういったときにBGMとして流していただいたり、定着してくれば、例えば駅の放送案内に使用していただくとか、いろいろちょっと発展は考えられるかなというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） 10番、本間広朗委員。

○10番（本間広朗君） そういうことがないと、今言った質問からいったら全然何か1回披露しただけで、あとほとんど年間使われないのではないかなという、今聞いて理解しました。やはり、

先ほども言いましたように、イメージソングということなのか歌詞の内容もちょっと漠としてわからないのですけれども、やはりこれをもっともっと広めていくという、今インターネットでもいろいろなこうやっていくと言っているのですけれども、やはりこの歌は、内外というかいろいろ広めていくというか、曲がいいかどうかというのはこれから人それぞれ感じる場所があるのですけれども、やはりまちがそういうふうにしてちゃんとつくったとなれば、やはり一人一人というか町民全体に知られていく、学校だけではなくいろんなそういう大人もコーラスとかにも入れていくといいましたけれど、やはりもっともっとそれを周知するためにはどうしたらいいか、皆さんに愛される歌にするにはどうしたらいいかということを考えていかなければならない。元気まち音頭もありますし、あのようにしてどこかどこかの場面で、そういうのが入っていける場面を先ほども言いましたように場面をつくっていくにはどうしたらいいかということを、やはりもっともっともっと考えて、KiKiさんという方も有名な方だと思いますので、せっかくだとつくっていただいたその曲をもっともっと披露していける場面をつくっていけるか、もっともっとできるかどうかというのも、それも含めてこちょっと答弁お願いします。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 委員がおっしゃるとおり、今後この歌が町民に愛される歌になっていくように努力していきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） 171ページの（9）生活館運営費の中で、アイヌ政策で随分あるのですが、北吉原の生活館です。8館ある、これは白老町でアイヌ政策の中でつくった生活館なのです。このいろいろなアイヌ政策に使われているのですが、あの生活館ももう建てたままです。北吉原の住民が「屋根も錆びたのでみんなでペンキ塗ろう。」と昨年みんなでペンキを塗ったのです。これは白老町の公共施設ですよ、アイヌ政策の中でつくった。これを見てまちはどのように思うのですか。学校もみんなペンキを塗らなければだめなのですか。社台小学校もそうだし、社台の町民が塗らないからあのような状態になっているのですか。違うでしょう。生活館というのは北吉原には集まる場所あんな場所1カ所しかない。屋根もボロボロ、壁もボロボロ、ことし28年度は壁も塗らなければならぬのか。そうではないでしょう。やっぱりこのアイヌ政策、アイヌ政策などと言っていなかったのです。アイヌ政策で予算は持ってきたけれど北吉原生活館といていたのです。それでペンキも塗らなくてどうしようもなく住民が塗っているのです。そこにも保険かけてくれただとか何だとか言っているけれども、私は今までずっとこう聞いて創生事業もずっとある中で、なんだかんだといっぱいお金を使っている。一昨日の一般質問で私はこれに関する6億円ぐらいのお金使っているでしょうと言いました。これからも使うでしょうと。なぜこういうペンキをまちが責任持って塗らないのですか。それから私はついだから言っておくけれど、何もしてくれないのです。虎杖浜の中学校が統合したときに、あそこのイスを北吉原の生活館に50個くれと頼んだのです。くれなかったでどうしたと言ったら、もうほかにくれてないと言ったのです。私は1年前に言ったのです。それでどうにもならなくて私の息子が100個イスを見つけてきて生活館に寄附しました。本当にこれは北吉原生活館ばかりではなく、なぜ、あちこちこのアイヌ政策でこれだけやるのだったら、あのような屋根のペンキくらい塗れないのか。それから1,500万円をことし財団に補助しますね。

これもももとの発端は、財団の入り込みが少なくなってきた12月のボーナスが払えないから助け  
てくれということで補助した1,500万円。本当の話はそうなのです。それで、その議論もして、議事  
録見ればわかると思うけれども、それからずっとこう1,500万円続いている。私は別なほうで聞こう  
かなと思ったのですが、先般、象徴空間、アイヌ民族博物館、これができれば100万人の入れ込み  
とずっと言っています。この効果はどうだといったら50億円だと。それから波及効果入れると85億  
円だと言いました。そうしたら、先ほど27年度は19万5,000人来ました。そうすると波及効果こ  
れと同じく見合わせといくらになる。今の財団の博物館に17億円ぐらいの効果があるのです。こ  
のように発表して新聞にも掲載されました。100万人で85億の効果があると。85億円あったら10年間で  
850億円の効果です。20年したら1,700億円の効果があると言ったことになるのです。そのことが新  
聞報道されて、今町民は、私も2人ぐらいに言われました、「すごい効果あるんだね。85億円もある  
んだね。」その町民はこのように受けとめている。この苫小牧民報は日高まで行くから日高の人も100  
万人きたら85億円の効果があると受けとめたわけです。であれば、私は今19万5,000人でそれが17  
億円の効果があるのです。17億円の効果。そうすれば、なぜ1,500万円、ずっとこれやってきてい  
るわけです。17億円のこういう効果があるのになぜ困るのですか。ですからこういうところを行政が  
ちゃんとしないとこういう議論がずっとずっといってしまうのです。それではっきり聞いておくけ  
れども、もう一度聞いておくけれども仙台陣屋、あそこにも1万9千何百人27年度に来ています。  
そして財団が19万5,000人といい22万人の波及効果はどうなのかということが一つ。

それから、これがずっと続くわけですから、今の85億円と合わせて私はこういう85億円の波及効  
果がこれだけあるということが、私はこれ本当であればいいのだけれども、私であればあのとき100  
万人でどのような効果があるかといったら、まだ設計もできていないし、まだくいもさしていない  
ときに、まだ効果はわかりませんと、こう答えるのが行政ではないのですか。それもただ85億円あ  
るといふから85億円に走ってしまったのです。そうするとしたら財団だって19万5,000人来て効果が  
あったら、なぜこのような1,500万円のこの補助を出さなければならないのですか。この辺をきちっ  
と整理してお答えください。

それから、今のこの「カムイへ」という歌がありました。私は、今この説明を聞いていて、白老  
でも歌があるのです。ずっと白老町の歌、開基100年、町制施行昭和29年、この年の次の年に開基100  
年と町制施行のお祝いをやったのです。そのときの歌、まちの歌があるのです。ちょっと聞かせて  
あげます。「不滅の夢呼ぶ樽前の 裾野が原を拓き来て 百年苦闘にたゆむなく 我が白老は生い立  
ちぬ」これが60年前につくった白老の歌なのです。私、60年前の歌今でもわかっているのです。そ  
れだけ歌というのは心に残らなければだめなのです。まちの歌というのは、この歌、心に歌って60  
年後に歌える人はいますか。いるかもしれないけれど、私は60年前の歌、今の歌詞間違っていない  
から調べてください。私は今話すつもりでそのようなこと考えてきたわけではないのだけれど、そ  
のぐらいまちの歌というのは、それほど大事なもののなのです。値があるものなのです。それからこ  
の「カムイへ」というのは神様へということでしょ。私はこういう神様へというのは、まちにはい  
ろいろ宗教があるのです。創価学会もあるいろいろな宗教があります。この方々がみんな子ども  
に教えていいのですか。これは宗教というのは宗教の自由でまちは宗教は金をかけて使ってはだめ  
なことになっているのです。そうでしょう。神社にはまちは寄附できないのです。そういうことま

でやっぱり考えなければだめなのです。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 生活館の関係でございます。生活館8館ございませうけれども、8館建ててからかなり時間がたっておりまして、かなり傷みが激しい状況でございます。各施設からいろいろ直してほしいという要望はいただいて、順位づけというかそういったものはしてございます。ただ、やはり緊急性の高いものを優先にしております。ですからストーブがつかなくなったとか、水道管が壊れたとか、そういったものを優先的に進めている状況でございます。またその屋根のペンキ塗りだとか、張りかえだとかそういう工事につきましては、正直町の単独の予算では厳しい状況でございます。その場合には大規模修繕ということで国の補助金を申請して、それを受けて実施することが必要になりまして、すぐに対応できる状況ではないというのが一つ原因でございます。その中で、北吉原生活館の屋根につきましても、地域の方から何とかしてくれてないかというお話をいただきまして見積もり等とりました。その結果が100万円近いお金がかかるということで、ちょっと時間かかるかもしれませんが、ちょっとしっかり精査して補助金等を申請してやりたいというお話をしたところ、町内会連合会のほうから実は北吉原の神社のペンキ塗りをしたことがあるのだと。私たちに任せればペンキ代と保険代と用意してくれば自分たちでやらせてほしいという申し出がありまして、それに甘えさせていただいて今回実施していただいたところでございます。地域の方の自分たちの使う公共施設を自分たちで何とかしたいというそういうありがたい気持ちに甘えたところでございます。今後、ちょっと危険を伴う作業等になりますので、その辺は十分注意をしていただきまして、今後もちろん行政のほうでしっかり予算立てをして進めていけることは進めていきますけれども、緊急性の高いものであったり、危険の伴わないものであれば、できれば地域住民の方のご協力をいただきながら進めさせていただければというふうに思います。

それと最後の歌の歌詞「カムイへ」といったことについてでございます。「カムイへ」は確かに神様という訳もできます。アイヌにとってカムイへというのは「神様」、キリスト教でいうゴッドという解釈ではなくて、「カムイへ」とは自然のこともカムイといいますし、人間がつくり出した道具だとかそういうものについてもカムイという、ゴッドの神とはちょっと解釈が違うアイヌ文化の思想がございますので、宗教的な問題はこの「カムイへ」の中には含まれていないというふうに認識しております。

○委員長（小西秀延君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 私のほうからは波及効果についての回答でございますけれども、今松田委員のほうから、説明で今わからないことを言わないほうがいいというようなご意見でしたけれども、そういうことも考えられると思います。ただ、私の説明は来町していただいた方に5,000円消費していただいた場合に100万人ですから50億円になりますよと、波及効果という係数は以前に出しているように1.7という数値がありましたので、それを想定値で説明したままで、そういう誤解が生じたとすれば、そういう説明はよくなかったのかもしれませんが、想定ということで説明させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 壁のペンキにつきましては、北吉原の生活館の屋根のペンキ塗りをしたときに壁も塗らなければというお話はいただいております。ちょっとまだ優先順位的には壁のペンキは、屋根のほうにつきましてはさびが出ると腐食したりという雨漏りの原因になる可能性もありますので緊急を要しましたが、壁については緊急性が高いというような認識はありませんが、なるべくほかの生活館の実情も踏まえながら、役場のほうで、行政のほうでペンキ塗りの経費等を出せるように努力していきたいというふうに思います。白老の歌についてはすいません。存じ上げてございません。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） 私は、この新聞で経済効果85億円と出ていました。これは、ここで話しているから85億円と出たのはわかる。だけれど、何も知らない人たちが85億円を見たらこれはすごいと思いますよね。白老の町民だってそうです。85億円、そうすれば10年で850億円、さっきいったように20年すれば1,700億円です。こういうことになるのかということになれば、私はこのようなものは、博物館は国のものであって、1,000円の入場券収入があれば10億円、このお金はまちには1銭も入らないのです。国が持っていくお金です。そうしたら、白老にしたら100億円の残る波及効果といたら何なのかということになりますね。それで私はそういう議論もあるから、前回質問したのは、まちが白老の入り込みは一応179万人になっている。これに同じような数値を充てるとしたら、179万人の同じ経済効果をあてるとすればいくらになるのだというのが私の先般の質問だったので。そうしたら、白老の波及効果は計算していないといいました。あれから何日かたったので計算したかどうか、まずここを一つお聞きしたいと思います。

それから財団の19万5,000人、この波及効果これは実際あるわけですから、あそこができた昭和51年からずっとやってきた波及効果が、その波及効果は白老のどこに及んでいるのか。私は、確かに財団にだけでも87万人が平成3年に入っているし、白老の入り込み最高が約257万人ぐらい入っている入り込みを町が発表したことがあるのです。そういうことからいくと白老のまちは、財団だけでも、入り込みだけでもまちがやっつけられるようなまちなのです。そうでしょう。これだけ波及効果があるのだから、その波及効果がどこに実績として残っているのか。どこに波及効果が見られるのか。このことについてきちっとご答弁願いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

---

再開 午後 1時46分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） 大変申し訳ございません。まず経済波及効果の考え方も含めてお答えさせてください。まず、今現在、本町で平成26年度で179万人記録しておりますが、この中で博物館、今の博物館のほうからまた虎杖浜のほうまで行きまして、観光客というものは当然周遊されて、実際その中でいろいろな角度で、お買い物をされたり、先ほど言いましたけども入場料で落とされたりとか、いろいろなところでお金を落とす。それが最終的に1人当たりいくらかという単価



が、正直すいません、今時点の近い数字ということは正直まだ消費額をお示しすることは、そういった調査できていない状況でございます。これは先ほど松田委員もおっしゃられましたし、やはり博物館ができて、または今周遊滞在がまた新たに、仮にですけれど新たにそういった集客交流拠点だとか、その中で交通面がどうなるとかというところの消費という額が、実際1人当たりいくらかというものをきちんと見出して、推計値としてその中で仮に179万人あってと、また、2020年における目標としては100万人を想定しますが、100万人入った場合何%この179万人が実際に全町でどのくらいふえていくかということもきちっと分析しなければいけないと思います。大変申し訳ございませんが、現時点で消費額というものは今きちっとまとめておりません。先日、企画課長がお話したのは、仮に5,000円という意味で掛けた場合ということの捉えでございますので、約152億1,500万円という数字になろうかと思えます。ちょっと古い数字で申し上げますと、平成16年には実際に出した数字はあるのですが、その当方で1人当たり4,700円ぐらい日帰りで消費されているという数字はあるのですが、また宿泊を含めていますと1万2,800円、それらの消費額をベースに当方で167万人が町内に入っていたということで98億円が消費されているという数字はあるのですが、それがやはりこれから2020年に向けて、もっともっと入り込み想定、周遊滞在というものをきちっと積み上げてお示ししていかなければいけないということでございますので、現時点で、繰り返しになりますが消費額がまだきちっと出してございませんので、このような形でのご説明にしかならないものですからご理解いただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 森企画課アイヌ施策推進室主査。

○企画課アイヌ施策推進室主査（森 誠一君） 現在の19万5,000人のアイヌ民族博物館の入り込みがあれば経済効果があつて、1,500万円の補助は必要ないのではないですかというような趣旨のご質問だったかと思いますが、今19万5,000人ほど入っておりますが、実は客単価につきましては1人当たり660円前後しかございません。660円の20万人と仮定して入れても1億2,000万円ということで、これは現在の博物館の収支の事業収益とぴったり合っております。ですから、町が支援する1,500万円をもとに入り込み数をふやすと同時に、客単価を上げる努力にも使われているというふうに認識しております。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） 私はわかって言っているのです。今、財団の運営費は50名余りの雇用があつて2億円ぐらいかかる、そして、入場料で賄うのに3,000、4,000万円お金が足りないのです。それで補助しているのです。そんなことわかって言っているのです。だからこのようなことを聞いているのです。この質問があつたときに、「まだくいも打っていない。わかりません。」と言えばそれで終わったのです。それをこの数字を出すから、この数字が全道・全国に走るのです。私はそういうことを言っているのです。だから担当者というのはやっぱりそういうことを気をつけて言わないと、今くだらない時間を延々とやっているのです。私はなぜこういうようなことをいうかという、白老のこししの予算約90億円ですよね。町民税が22億円、町民税が22億円で、そして経常費82億円のはずです。そうすると90億から82億円を引いたら自由になるお金は今白老のまちは8億円しかないです。地方創生事業でどんどん補助金がきているから、大騒ぎして騒いでいるけれども、私はそういうことをきちっと、行政というのはその中でこういう答弁であつてもすべきではないので

す。ずっと85億円という数字がひとり歩きするのです。そうするとなにもまちは困るわけがないでしょう。これだけあったら、まちにどれだけお金が入るかみんなわかります。ですから私はわざわざこのような時間を費やして聞いているのは、やはり、もう少しきちっとしたものの考え方をしないと、私はだめだよという警告のために言っているのです。179万人来たから150億円入るのなら、なんにもしなくてもいいでしょう。雇用だってこれで400人生むのなら、155億円で何百人生むのですか。そんなことになっていないから私は警告のために言っているのです。もうちょっとこういう見出しになるようなことはきちっと慎重にものを言いなさいと、言っているのはそこにあるのです。そのようなことでわかって言っているのだからいいのだけれども、今後やっぱりそういうことを十分に気をつけてやらないと、委員長がいくら簡潔にとっても簡潔にならないのです。終いにが時間なくて、4日間に日程合わせてやめてしまうのです。やっぱりこういう議論は、委員長が簡潔にとっても、日にちが簡潔に4日しかないから1カ月くらい議会ずっと開いてやればいいのです。私は1カ月間やるといってもきます。やっぱり物事というのはそのようになってしまうのです。ですから、やはりこういう数字が出ないように、この数字だって本当は修正しておかなければならないのですよ。ずっと修正しなければこの数字ずっと走るのだから、そういう心配で私はこれについては言ったのです。

生活館については8館ある。8館あって北吉原の生活館の管理費36万円です。管理費に36万円かけてそれで屋根のペンキを塗れないという話はない。そこから経費が出ないというのは。それで私は言っているのだけれども、先ほど北吉原の連合会長がペンキ塗りたいと言ったというのは、やらないから我慢できなくて塗りたいと言ったのです。何もやらなくていいことをやりたいと言ったのではないのです。もう限界で我慢できなくて、いくら言ってもやらないから、大事な北吉原の住民の集まりの場所はあそこしかないから、屋根が雨漏りする前に私らが塗ると言ったのです。勘違いしてもらっては困ります。そういうことです。

○委員長（小西秀延君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 2点ございまして、1点目の経済波及効果のご質問ですけれども、松田委員おっしゃるとおり、議会は当然のこと議論の場ですから、いろいろなことをやっぱり議論しながら、いいものをつくっていかなければならないという部分であります。そういった中で、我々もご質問を受けた中でどう答弁するかもしっかり考えを持って答弁していかなければならないのですけれど、一方ではそのことが外に出ていくこともちゃんと頭に入れて答弁しないと、いろいろな部分で誤解を招いてしまうということは常々注意すべきことと思います。また、真実もお話ししなければなりませんから、そういう部分ではきちっと町民に及ぼす影響も考えながら、趣旨としての質問をきちっと理解した上で答弁するようにしないとならないかなというふうに思います。経済波及効果の捉え方というのはいろいろありまして、町内だけに落ちるもの、胆振だけに落ちるもの、また全道に落ちるもの、波及していくという部分があるものですから、一概にこうだとは言いきれない部分があって、担当課としてもいろいろ苦慮している部分をご理解いただいて、今後きちっと整理できた部分ではその辺の推計値もお示ししていきたいと思っております。

それから2点目の生活館の関係です。これも地方改善事業で整備されてきました。何とか補助金で整備できないかというのも担当課で考えていたのですけれども、大規模改修ならばという部分も

ちょっとございます。そのようなことを検討しているうちに地域の方々がもう限界だと、役場がやらないなら任せて、みたいなことから今回この事業が実施されてきたということは、我々も重々承知しています。公の施設の管理を、町ですから公共施設の全体という部分でも捉まえて対応していかなければならないという認識でおります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、174ページです。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から185ページ4目児童福祉施設費まで。質疑があります方はどうぞ。

5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 時間も押している中ですので、なるべく簡単にしたいと思います。

179ページの放課後児童対策事務経費のところは何いたいと思います。子育て三法によってできた事業計画の中で、27年度より対象が6年生までと拡大されました。28年度は学校統廃合もあって社台も含まれることになりました。もう人数的なものの申し込みができ上がっているのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

それから、181ページの町立保育園運営経費の中で伺いたいと思います。ずっと今先般、全国的にも、それからこの間の議会の議論のやりとりの中でも保育士不足ということが出てきておりますけれども、国はいろいろな対策を打ってきておりますけれども、町でどれくらいのことを捉えて、どういったところに手を挙げてやっていこうとされているのか伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 渡辺子ども課主幹。

○子ども課主幹（渡辺博子君） 平成28年度の放課後児童クラブの利用人数について回答いたします。平成28年度は5クラブで実施をする予定でございます。白老第1クラブが利用予定が37人、第2クラブが25人、萩野が17人、竹浦が17人、虎杖浜が13人、計109人の申し込みを受けつけております。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 保育士の確保かと思いますが、現況としましては、今年度は臨時職員での対応ということで、臨時職員の確保に努めている状況です。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 放課後児童クラブの関係で何点か伺いたいと思います。児童クラブは町設町営というような形になっていますね。そこに指導員という方が5カ所にいると思うのですが、ただ、虎杖浜は地域の有志の方で確かやっていて、場所の提供を町が提供しているというふうに私は捉えていたのですが、その辺はどうなっているかということ。

それからもう1点、今児童クラブの民営化というのが多くなってきています。市町村で運営するのではなく民間に運営を委託してやっていただくというところの市町村がふえておりますけれども、そういったところの民間の方々は、その児童クラブでただ子供を預かるだけではなく、いろいろな今必要とされる、子供の教育に必要とされるもの、それから貧困格差、学歴格差とか、そういったものに対応することに取り組んでいらっしゃるけれども、白老町としてまだこのまま町設

町営でやっていくお考えなのかどうか、その点伺いたいと思います。

それからもう1点、町立保育園のこれからまた臨時の保育士の確保をしていくということなのですが、国は保育士不足に対していろいろな今手を打っております。私はこれからの、男性も今保育士はいらっしゃいますけれども、女性の社会進出、それから若い人が子供を産むとかいろんなことを考えていくときに、若い人たちの雇用の場、今企業誘致とかではないです。今、唯一象徴空間で雇用が生まれるのではないかとこのお話の中にありますけれども、今一つ、保育士を育成していくということに国がお金を出すようになりました。それともう1点は潜在保育士の掘り起こしをしていく、そういったことにも環境を整えるとして、国は2016年度からいろんな対策を打ち出しております。そして勤務環境の改善も加えております。そういったことをやっぱりこれは国がいろいろな予算をつくっても手を挙げなければ予算がつかません。ですから、町としてそういった国の制度を活用しながらこれからの人材育成、それから支援員の話がありますけれども、支援員もやはり保育士の資格を持っているほうが有利ですし、そういったことを考えると今後大切な保育関係の保育士の育成ではないかと思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 虎杖浜の児童クラブが有志ではないかというお話だったかと思いますが、こちら通常に嘱託職員で運営しております。あと、保育士の確保ですけれども現在町の適正化という形で、民営化の方向という形の中で進んでいる状況でございますので、正職員を採用するというところは、今、実際問題としてはしていない状況ですので、それを確保するための方策としてという国の補助とか、そういうところは現状としてはちょっと考えておりません。また、民営化といいますか、児童クラブの委託等々を現状で考えているかということですが、現状としましてはまだそこまでのことは考えておりません。

児童クラブは31年度まで、基本的に保育士資格が必要ですが、現在その研修に行って資格を取っているという状況で、今年度1名白老小学校、鉄南地区の指導員が研修に行って資格を取っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 指導員は一応保育士の者資格がいるけれども、持っていない人もいて、今育成をしているということで、今1名を研修にやっているということなのですが、正式からいけば保育士の資格が必要だということであれば、5児童クラブの中で何人資格を持っていない人がいるのか、では、そうした人たちを育てていくという考えはないのか、その辺だと思うのですが、

それともう1点は、児童クラブは文部科学省が所管しています。それで私、前にも言ったことがあるのですが、今各地域で取り組んでいるのは、せっかく児童クラブ子供を預かって、預かるだけではなくてそこで教育の場、学びの場としていくということで、文部科学省と厚生労働省の両方の部分を取り入れながら実施しているという自治体が大変多くなっています。こういった点で、放課後の子供のために学習塾とかいろいろやっていますけれども、そういった形で民間の方、学生の方、そういった方を活用して、白老の場合は高専へ行っている方もいらっしゃいますし、室工大に行っている方もいらっしゃいます。そういった学生を使うとか、そういう形でのそういう放課後の学習の場の設定をしていく必要があるではないかなと思いますが、その辺のお考えを伺いたい

と思います。

それから放課後児童クラブ対策なのですが、国はどういった対策を打ち出しているかわかりですか。市町村にはもう来ているのでしょうか。私がちょっと勉強した範囲でお話しますけれども、就学資金の支援として、養成所に行くということで2年間が限度で学費として月5万円入学準備金として、卒業時の就職準備金としてそれぞれ20万円を加算して支給をします。生活保護者がそこから脱皮するための何か資格を取るということも含めて、これは雇用にもつながると思うのですが、そういう方には生活費として月4万2,000円を上乗せするというのです。これは無利子で、卒業後1年以内に登録をして保育士として5年間継続すると全部返さなくていいというのです。そういう資金援助があります。それと、その者に対して国が補助率が4分の3から10分の9、9割は国が出すと言っているのです。そういったことで、これは手を上げないと自治体としては認められませんし活用することができません。それと、潜在保育士については保育所勤務が決まった場合、就職準備金として20万円を貸付け、子供を優先的に保育所に入所させる。そして未就学児の保育料1カ月当たり最大5万4,000円の半額は貸しつくと。これもいずれも2年以上勤務すると返済が免除されるというこういう仕組みなのです。こういった仕組みをしっかりと捉まえて、私はまだ足りているからいいですか、そういうことではなくて、先ほども言いましたように、資格を持たないとそこへ本当は担当できないものが、資格がなくてやっていること自体が私は問題になってくるのではないかと思いますし、それから雇用の場をつくっていく、女性が働く場を拓いていく、そういう意味ではこういった情報もきちっと相談体制とかいろいろなところできちっと流していくということも、私は必要ではないかと思うのですがその辺のお考えを伺います。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 先ほどの児童クラブの関係ですけれども、5カ所ありますので本来的には5人必要ということになります。今、1人研修に行っておりますので残り4名です。先ほど言いましたとおり平成32年3月31日までは道の研修を受けたものが代わりになるということですので、今年度も研修に行った中で資格を取る形で対応していきたいと考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいまご質問ございました放課後の子供たちの居場所づくりにかかわってお答えをしたいと思います。現在、各学校に置かれております放課後児童クラブの有効活用ということで、指導員ばかりではなくて地域のいろいろな人材の方々のお力もいただきながら、活用してはどうかというような内容でなかったかなというふうに思っておりますが、現在、本町におきましてそういった一つの例として、長期休業中の地域塾という形の中で子供たちの学習支援であったり、さまざまな学びの提供をいただいております。これは年間本当に限られた日数の中での支援でございますので、できればこうした支援が連続して行われることはやはり望ましいのかなと理解しております。

一つとして今、本町で進めております学校支援本部事業という取り組みの中で、こういった子供たちの学びを支えていくための部会というの、現実には今これから立ち上げようとしておりますが、何せやっぱりその人材の部分でお手伝いいただく方々の不足と言いますか、日々支えていくだけの状況にまで至ってないというところがございますので、考え方は子供たちのそういった支援をで

きるだけ途切れのないような連続性の中で支えて行くということを押さえながら、できるだけ町内どこの学校においてもしっかりとした居場所づくりに向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 保育士の関係です。国からの補助等もあるかということなのですが、実際町として今保育士を確保するために、それを啓発していくかということにはならないかと思うのですが、一つの職業の選択の中でそういう情報をどのように、例えば周知していくかというところにはつながっていくのかと考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

これではここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

---

再開 午後 2時25分

○委員長（小西秀延君） それでは休憩を閉じて会議を再開いたします。

続きまして、184ページ5目子供発達支援センター費から、191ページ6目児童館費まで。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 191ページの美園児童館の大規模改修事業について、立案に至るまでの論点、争点についてちょっとお聞きしたいと思います。現状の利用者数、これには若干減っていると1年分の比較は出ていますけれども、短い期間でなくて、やはり利用状況の推移が10年後どうなるかと、ある程度のスパンでこういうものを考えなければいけないと思うのだけれども、現状の利用者推移と10年後の利用者推移、そういうものをある程度見越して検討されたのかなど。それも一つ、地域を考えると美園地区は高齢者が多いのです。それで地区人口の推計値などを考慮すれば、このままの面積のものを大改修していいのかどうかという問題も出てくると思うのです。まず、その辺を論点、争点として整理されているのかどうか。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 美園児童館の関係でございます。今、3年間の推移でございますが、まず美園児童館は24年度に8,673人、25年度で8,973人、26年度で6,350人という推移でございます。今後10年間の推移をどのように推移していたかということなのですが、実際そこまでの細かい数字の把握はしておりません。今回、美園児童館のところは1年間床が抜けたような状況で使えないような状況でございました。やはり、この部分はあそこの地区の子供たちがよく使っているところの中で、緊急で解消しなければならないというふうな考えでございました。その中で、国のほうからも補助金等もいただけるようなところが見越したものですから、そういう中で今回緊急で大規模改修を進める形にいたしました。その美園地区の高齢者ということも今後の推計というところでは全体的に減っていくというところで考えておまして、細かい数字というところで推

計は実際問題しておりません。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 本来はそういう形で企画のほうでもきちんと人口推移出していますよね。そういうものをやっぱり参考にしてどういう建物がいいかと、かかる経費を抑えたとかそういう部分でいかないと、10年後の人口言わなくてもわかりますね。今だっってもう出生数60人を割るくらいになってきているわけです。10年後どうなるかわかりますよね。それでここにこれだけの大きな建物を大改修です。よく見たら縮まっていないのです。今のまま直すだけなのです。そういうことをやはり議論しなければいけないと思います。これ査定の中でどういう議論をされたのか、多分見ていないと言っているけれど、私が言ったような部分の論点整理されているのかどうか。査定の責任者に伺います。

それともう一つ、こういうものは対比してものを見るのです。あそこの施設よりこっちの施設のほうが古いのに、なぜ私のところをやってくれないのか。先ほど松田委員の質疑的なものもあるのだけれども、それは公共施設の総合管理計画を策定しますと、こう言っておきながら、前にも言ったのですが、それを無視して大規模改修が出てきたりするのです。まち全体の施設の今言った部分と、それともう一方、全体の少子化を考慮した場合にどうなるかということ議論してほしいのです。今の子育てふれあいセンターの老朽化の問題ありますよね。総務文教常任委員会であの場所行っています。懇談もしていますし、そのような苦情も出ています。非常に老朽化して、ファミリーサポートセンターですか、そういうものを子育て支援の中で中長期の計画が必要だと出てくるのです。そういうものの整合性を持って、これから複合的な施設のことを視野に入れながら、改修計画を実施するのが筋だと思うのです。そういう論点が欠けているのではないかと思うのですけれども、その辺ちゃんと視野に入れて、争点にしてこの大規模改修に至ったのか。今これ見たら、去年かな、床を一部改修しています。投げていなはずなのです。では、そのとき何だったのかということ。大規模改修しなくてもこのようなことはわかっているのだから、手入れをすると今ここに3,200万円もかけなくてもいいと思ったのに、ただ安易にこのように上がってくる。僕は批判しているわけではないのです。そういう大きな視野を見て今その公共施設総合計画をつくる。古い建物は除去する。そこまで今議論されているのに、なぜ財政厳しい中でポンポン上がってくるのかと思うのです。その辺です。

○委員長（小西秀延君） 下河子ども課長。

○子ども課長（下河勇生君） 前回のときに、27年2月12日からということで、床の改修ということで1回上げさせていただきました。金額356万4,000円ということで上げたのですが、そのときに床を上げましたら中の基礎とかにひび割れとかがありまして、そこだけを修繕では足りないということで、一旦工事を中止させていただいた状況です。その中で、1年間かけた中で検討したというところなのですが、委員言われたとおり、全体の中で、例えばセンターみたいなものをどこに建てるかということももちろん考えたこともございます。ただ、今の中ではまた何年か後にできるというところではなくて、緊急的に今まであった施設をやはり改修しなければ、地域の子供たちが集うところがあるかということ、この部分は早急という考えの中で予算をあげさせていただいたような状況でございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） このことについては、私も以前のかかわりがございますので、ちょっと私のほうからもご答弁させていただきたいと思います。

この最初のところに事業費等の中身について書かれてありますけれども、当初そんなに大きな改修でなくても大丈夫だというふうなことで見積もりをしていたのですけれども、実際に床を剥がしてみたらかなりの破損が出てきて、これでは施設としての機能を果たさないというふうなことで、あえて1年間待つことになりました。そういう中で、一つは、今委員がおっしゃったような子育て支援の絡みをとというふうなことは十分に押さえております。この美園地区の子どもの居場所づくりは非常に大事なところが、やはり子供たちの生活上の様子を見ていくと大きいと。そういうところも一つありました。それから、もう一つは、今後、統合して緑丘のほうに学校が移る、子供たちの生活範囲もまずは学校を中心にして動きを始めると。そういうふうな中で子供たちの集まる場所といいますか、生活する場所、そういうところにやはり児童館の必要性はあるというふうなことを充分検討をした中で、やはり人数的なことも含めて、この規模で改修を図るほうがいいのではないかとというふうな押さえで、この予算を計上させていただいております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） ただ、私がこの関係で質問しているのは、今公共施設の総合管理計画があると、当然子育てが中心ですよね。その中において、ほかの施設、そういうものを複合的にやって議論したのかということなのです。過去にこのようなことがあるのです。道路が非常に古くなって、ここでも議論が出るのです。いっぱいあるからできない。それでは新設は、何年にはここ、補修はここにする。年次計画をつくって、ちゃんとそこに予算をつけてやったら、議会で1回1回そういうことはでないだろうというようなこともあるのです。皆さん知っているかどうかわかりませんが、私はそれを言っているのです。寿幸園の跡のファミリーサポートセンターへも何回も見に行っているけれども、一生懸命努力しています。そういう部分をことし美園児童館をやったら、来年はここの補修をするとか。公共施設総合管理計画の予算がつくのはことしです。この中に載ってくるはずなのです。それを先取りでやっているということは、町側も今言ったように、こういう複合的な施設の部分をどうするかと考えてこの予算査定をして、これが上がってきたと思うのです。僕はそこを聞いているのです。

○委員長（小西秀延君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） そのことについては充分意識して今回の予算計上をさせていただいています。いろいろな部分での、先ほどのふれあいセンターの部分との関係だとか、それから、できればもっと広く高齢者大学も一緒にできるようなことがどうなのかというふうな、そういうふうなところも考えましたけれども、やはり今早急な部分として、子供たちの環境を整えていくことにおいては、この金額の中で改修を図ったほうが、これからまだ何年もかかった中で工事期間それから金額的なものも含めて考えていったときには、なかなか今の子供たちの環境が変わっていかないのではないかと。そういうところのまずは押さえをした中で今回の予算計上になっておりますことをご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、4款環境衛生費に入ります。192ページ1項保健衛生費、1目地域保健費から199ページ3目予防費まで。質疑のあります方はどうぞ。

6番、氏家裕治議員。

○6番（氏家裕治君） 193ページ、検診管理事業経費の中で聞かせていただきたいのですが、白老町はさまざまな予防検診に力を入れております。昨日、代表質問の中でも子供たちの、中学生レベルでのピロリ菌の除菌についてどうでしょうかと、そういった以降の子供たちに人口減少問題を捉まえながら、そういったがんから守るといふそういう質問をさせてもらいましたけれども、白老町で取り組んでいる例えば40歳以上の男女の方々の胃がん検診、この胃がん健診の中に例えばそのピロリ菌の除菌、こういったものを抱き合わせで取り組めるような施策を、そういった抱き合わせで取り組んでいくことがり今後やっぱり求められるのではないかなと。どうしても私は人口減少という問題に対して、やっぱり町として本腰を入れながら、そういったところに力を入れていく、たった一つの胃がんという問題だけにこだわるのではなくて、そういったものを一つの発端に町民一人一人の健康意識を高めていくということは私は大事な気がします。多少はまた予算がこれにかかってくるかもしれないけれど、抱き合わせでやることによって効果がまた生まれるということもありますので、そういったことについての考え方をお伺いしておきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 庄司健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（庄司尚代君） お答えします。今おっしゃっていただいたとおり、ピロリ菌というのは胃がんの発生に大きく関与しております。私たちもそれを承知しておりまして、ちょっと早急ではありますけれども、平成28年度から胃がん検診を受けた方が総合健診で抱き合わせでピロリ菌の検査もできるように始めることにいたしました。ちょっと決めたのが遅かったものですから4月号の広報にもそのことを載せまして、胃がん検診を受けた際に総合健診ですと血液をとります。こちら場合は血液検査をすることによってピロリ菌の抗体ができていのかどうかを判断することできますので、ご本人の痛みとかそういうのではなく、1本のとった血液の中からピロリ菌の検査も抱き合わせで、ちょっと一部自己負担も出るのでありますけれども非常に安い金額で総合健診でやることができますので、総合健診を受けて胃がん検診を受ける方プラスピロリ菌だけ受けたいという方は、胃がんのバリウムとセットであれば国保の方とかも関係なく、40歳以上ですけれどもどなたにも受けていただければ、広報のほうにも周知しておりますのでぜひ多くの方に受けていただきたいと思っております。また、事後の指導についてもきちっとご本人に伝えることを考えておりますので、除菌まで指導させていただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 先に簡単にやります。195ページの健康保険事業の中で、妊娠をされた方に母子手帳、父子手帳の配布をすることになっております。それで父子手帳は大変白老町はすぐにやっていたかまして、そのことはちょっと宣伝いたしましたら、今年度から苫小牧市も市長の予算の中でも言っていましたし、新ひだか町も父子手帳を発行するというところで積極的に子育ての応援をするということやってくれるということになりました。私は1つのきっかけづくりが白老町でや

っていただけたのだと喜んでおりますけれども、そこでまた甘えてもう一つ提案をしたいと思えます。これはまだほとんどの地方はやっていません。さいたま市がやっています。母子ではなく祖父母手帳です。今若い人が働くときに3世代で暮らしているとか、近くにおじいちゃん、おばあちゃんがいて見てもらうといったときに、子供を見てもらうときに昔と今と違うとか、お嫁さんと行き違いがあったりとか、それから娘さんと行き違いがあって、そのことがもめてもらえなくなったとかそういったいろいろなことがあるのです。高齢者というのは若い人と違って時間があります。それで、その昔と今の違いだとか、離乳食とはこのようなものなのだとか、そういったことを書いた冊子をさいたま市は1万冊つくったそうです。全然足りなくて今また増部をするのだそうです。それくらい本当に活用されているということですので、これらは提案ですので今後どのようにお考えになるか検討していただければというふうに思います。

それと197ページの特定不妊治療助成事業について、このあいだ一般質問でさせていただいて本当に実施していただくということで大変うれしく思っております。ただ、一つ気がかりなことは、私は前に不妊治療の方と懇談をしたことがあるのですが、大変苦しい治療なのだそうです。女性のほうはわりと支援が早かったのですが、男性の支援というのはあまりなかったのです。女性が1回2回受けてだめだったときに、男性が受けて原因が男性にあったということがあるのです。そうなるのと、その2回やったものはお金をかけてむだだったということになるのです。ですから、私は1回目の治療をできればご夫婦で受けて、男性に原因があれば男性の治療をすればいいわけですから、できたら60万円の予算ですけれども、男性のほうにも町として上乘せができればと再度お願いをしたいと思えます。それとこれはふるさと納税を使うということになっています。ふるさと納税が来年度なかったらどうするのかなど。ないということはないと思えますけれど、継続をされていただけるものなのだろうというふうに考えながらその点を確認したいと思えます。

それともう1点、199ページの予防接種事業の経費のところでは伺います。確か昨年からは日本脳炎の定期接種が始まりまして、委託料が載っておりますけれども今年度も増となって載っております。それで、対象人数はどのくらいでどれぐらいのパーセントで受けられているのかその点お知らせ願いたいと思えます。

それとこれは無理なお願いかもしれませんが、インフルエンザの予防接種というのは65歳以上の方にやっておりますけれども、乳幼児、児童には助成はやっておりません。それで、やはり新聞等で最近載っているのは学級閉鎖、受験生になったらどうしようと思いつつ見ているのですが、子供に対するインフルエンザの予防接種の助成というのは、段階を経てもいいですから、最初から全部ということではなくてもいいですから、こういったことが今後考えられないのかその点伺いたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 庄司健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（庄司尚代君） お答えさせていただきます。最初に言っていたいた祖父母手帳の関係、吉田委員からご提案いただきまして、私もネットのほうでじっくり見させていただきました。大変いい内容で手帳にするかはちょっと決められないのですけれども、中でちょっとみんなと勉強しまして、必要な方には情報を伝えていくように考えていきたいと思っております。

不妊治療のほうありがとうございます。ことし予算計上させていただきました。男性の治療のほ

うについて、ことし急に道のほうから上がってきた事業で本当に必要だなと思っています。ことし今始めるところで既にもう該当されるような方も、女性の方の見当がついています。具体的な名前ではないのですが、人数等を把握しておりますので、あわせて男性の不妊治療のほうもちょっと考えていきたいなというふうに積極的に思っています。大体男性と女性だと女性が4割、男性が2割、残りが両方というふうな不妊の原因になっておりますので、男性の不妊治療のほうも大きな要因になっているというふうには認識しております。

予防接種のほうです。日本脳炎は長らく北海道では法的にやらなくていいというようなことになっておりまして、28年4月1日から開始になります。ですので、もう間もなく始まることになっています。3歳からはじめまして、3歳のうちに2回、4歳で1回、9歳で1回というのが標準的な受け方なのですが、北海道ですとやっていなかったということで、これから10年かけて20歳未満です。この方たちにこの日本脳炎の接種を行ってほしいというふうに考えています。北海道の方たちが本州のほうに行く例はお子さんたちにたくさんありますので、ただ、いっぺんに3歳から20歳までというのは難しい話なので、特例措置ということで段階を経て年度ごとに年齢を分けてやるというふうに考えておりまして、要するに白老町にまだいる乳幼児に関しては私ども9割くらい受けていただける、今の乳幼児ですとほぼ100%近く受けていただいておりますので、ただ、18、19、20の年代になりますと、一応道の見込みでは5割と言われてはいますが、できるだけ多くの方に受けていただくために全て個別通知で案内させていただく考えです。

最後のインフルエンザです。確かに本当に思います。小さいお子さんもかかっていたり、しかも12歳未満は2回の接種ですので金額的にも大変ご負担になっていると思います。それで予防接種を受けずにかかってしまうお子さんもいますので、こちらのほうも本当にそのように思いますので検討していただければ、考えていきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○委員長（小西秀延君） 富川財政課主幹。

○財政課主幹（富川英孝君） ふるさと納税の基金の関係でお話ございましたので、その点について私のほうからご説明させていただきたいと思っております。このたび特定不妊治療の関係で、新年度の新事業ということで予算要求というか計上させていただきました。それに当たってはふるさと納税の基金、導入に当たって大変お力添えをいただいたというような状況にあらうかなというふうに思います。ただ、この事業については当然確約できるものではありませんけれども、次年度以降も継続してやっていくことが少子化対策ですとか、そういったものに大きく寄与するというような内容だと考えておりますので、今吉田委員のほうからいろいろご提案ですとか、そういったものもいただいておりますので、今吉田委員のほうからいろいろご提案ですとか、そういったものもいただいておりますので、次年度に向けてはまた検討を加えながら、できる限り継続できるような形で検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○委員長（小西秀延君） 5番、吉田和子委員。

○5番（吉田和子君） 財政が厳しい中でやれやれということばかりで本当に申し訳ないとは思いますが、やはり若い人たち、そうでなくても子供が少なくなって少子化になっている子供たちを、生まれたらしっかりと、白老町で守ってほしいという願いを込めて質問させていただいております。祖父母手帳のほうは本当に子供を連れて遊びに行ける場所まで全部掲示しているのです。このようなところへ連れて行って子供を遊ばせるといいよとか、こういうところが子供がいっぱい

集まっているとか、そういった情報の提供もあるものですから、白老版でもしつづければ情報としてつくっていただければというふうに願っております。

それから不妊治療のほうはわかりました。本当に原因が両方にあるということで女性ばかり苦しめないようなそういう体制を、本当に親とかおじいちゃん、おばあちゃんからのプレッシャーと、それから自分が子供が産めないと、母親になれないというそのプレッシャーですごく悩んでいるのです。ですから、こういうことが上乗せになることで、それがとれることでできやすくなるということも原因としてありますので、そういった形で少しでも助成の拡大を図っていただきたいと思います。

それから、インフルエンザはなかなか厳しいなというのはわかりますけれども、今後のふるさと納税もこれからもし町のほうで頑張っただけでいって、そういうことに使っていただきたいと思えますし、不妊治療は継続をしていくということですので、両方含めて頑張っただけでまた使えるような方向性でやっていただきたいと思えます。

一つ最後に確認なのですが、B型肝炎は血液や体液を介して感染するというふうに言われています。それで生まれたときは病院で必要な人は保険を使ってするのですが、その後1歳までの間に3回の接種をするような国で方向性を決めました。10月から実施するというふうになっているのですが、こういう情報は届いているかどうかということと、もしそのようになったら補正を組むなりして実施していかれるのかその点伺いたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 庄司健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（庄司尚代君） B型肝炎のワクチンについてお答えいたします。B型肝炎のワクチンは今おっしゃっていただいたとおり、生まれてから大体2カ月くらいから始まりまして、2カ月、3カ月1回ずつそして1回目から21日後に3回目を打つというようなことで、国のほうでもことしの10月から定期接種ということで、ただ、対象がこの4月から生まれたお子さんたちを対象にするので、今任意接種で受けている方大変多いのですけれども、4月以降生まれた方にはちょっと遅くなってしまいますのですけれども、定期接種化になってから急いで受けていただくように私どもも計画を立てています。ただ、国からの通知がまだしっかりしたものが来ていなくて、保健衛生ニュース、それからいろいろなほかの新聞等の報道で把握していますが、いろいろな情報収集をしておりますので、多分補正をさせていただいてやらせていただくことになっておりますので、それは計画立てております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 195ページ、国民健康保険事業特別会計繰出金についてです。議案説明会的时候にも説明いただきましてほしい理解できましたが、今の国民健康保険の特別会計のいわゆる赤字、法定外の一般会計繰り入れの部分の議論をしたいと思うのですけれども、今年度末その値等もう承知されているでしょうか。それとその赤字、昨年度から収支均衡が図られなくなってきたという部分は理解しています。その部分の要因、病院会計、給付金の保険給付金給付費が急に伸びたとかそういうわけではないのにもかかわらず、どのような形でこのような事態になってきたのかという部分、簡単で結構です。

○委員長（小西秀延君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） まず1点目の27年度の国保の赤字見込み額ですが、先ほど委員おっしゃったように議案説明会のときに1億4,000万円前後というふうなお話をさせていただきました。それから国保会計の診療月なのですけれども、3月診療から2月診療まで一応1年間という形になっていまして、それで1月診療分が3月の中くらいにきまして、それを合算しますと1億4,000万円が若干、1億3,000万円ぐらいの、要は1月診療分が前年より1,000万円くらい減ったと、ダウンしたというような状況がありましたので、それから現時点での見込み額といいますと約1億3,000万円ぐらいかなというふうに思っています。ただ、あと1カ月、2月診療分が4月に請求がくるわけですので、それが大きな今後の支出になりますので、また1億3,000万円が前後するかもしれませんが、今のところは1億3,000万円ぐらいの赤字見込みという形になっております。

それと2点目の今回の27年度の赤字の要因なのですが、まず一つは国からの負担金、療養給付費負担金というのですが、これが当初予算から比べると5,200万円ぐらい減になっていると。それとあと療養給付費等の交付金というのがあるのですが、これは社会保険診療報酬の支払基金からくるのですが、これも当初予算から比べると5,800万円ぐらいの減と、それともう一つは歳出のほうで26年度分の療養給付費の負担金の精算分がありまして、これが4,300万円ほど新たに支払わなければならないというようなこともありまして、合わせて1億5,000万円ぐらいの当初予算と比べると支出の増という部分があったのが大きな要因と押さえております。

○委員長（小西秀延君） 4番、広地紀彰委員。

○4番（広地紀彰君） 療養給付金の部分の交付金だとか、あと負担金の精算関係中心にして1億5,000万円ほど当初予算と比べてという部分は理解できました。財政健全化プランの中にあつて、これ本当に大きな争点になりうるなという部分で、現状、確か昨年度は2,800万円弱ほどの赤字だったというふうに認識しています。ことしが今のところ1億3,000万円程度だということで、今後の見通し的な部分で、地方財政計画のほうも見てはきたのですけれども、将来的には広域化という最終的なゴールがあります。そこで当然精算されるべきですが、その過程にあつてもこれだけの赤字をどういうふうにしていくかというのはやはり議論進めていかないといけないと思います。それで、この部分の対策というか、対策というのはその給付費を減らすわけにはいきませんので、実際それをどうやって補てんをしていくかという考え方になっていくと思うのです。これに対して今実際に国民健康保険の基金についてはもう枯渇しています。ですので、あとはもう実際一般会計からの補てんをするか、それか国民健康保険税の見直しにまで手をつけなければいけないのか。そのあたりは広域化の部分まで年限が限られていますので、その間をどのような考え方で今現時点でどうお思いなのか、そのあたりもし必要であれば財政含めてどういう観点でしょうか。

○委員長（小西秀延君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） この27年度分で発生する赤字は1億3,000万円前後という話なのですが、これをどういうふうに解消していくかということだと思いますが、26年度、先ほど広地委員おっしゃったように2,800万円前後の赤字が発生したということについて、それにつきましては、今3月議会で一般会計のほうから補填していただいて繰上充用を解消するという形で対処してきました。ただ、今回の額が1億円という大きな数字です。それで30年の広域化ということもにらんだ中で、その平成29年までには赤字を持って広域化という形には当然なっていないと思います。その中でこ

の赤字をどうするかというの形になってくるのですが、まずは最終的にどのぐらいの赤字が出るのかということ踏まえた中で、当然、一般会計の財政サイドとも協議していくというようなことを考えて、まずは財政サイドと、国保だけではどうしようもない大きな額なので、やっぱり一般会計サイドとも、財政サイドとも協議しながら考えていくということを今の時点では考えております。

○委員長（小西秀延君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 国保の赤字につきましては一般質問、代表質問の中でご答弁したとおり、財政サイドからいえば想定外の結果となっております、それがやはり1億円という大台に乗ると、財政的には非常に厳しい状況が生まれてくるのは皆さんもご存じだと思います。本来は、特別会計の主旨からいえば、独立採算を持ってその会計が財政運営をするのが建前でございます。ですから、国民健康保険の場合は保険税を上げてその穴埋めに対して行うのが、本来は筋でございます。ただ、そうは言っても本町の国民健康保険の被保険者につきましては、所得が低い方が当然多いという中では、なかなかその中で上げて回収できる金額も厳しくなるし、収納率が90%程度しかございませんので、もう取れる人から取るという形になってしまいますから、それも十分考慮しながら27年度の決算額は4月中旬を過ぎてくれば、はっきりした金額はわかってまいりますけども、これは新年度の中で十分に財政と国民健康保険会計の中で検討しながら支援せざるを得ない状況でございまして、ただ、そうは言っても一般会計のほうでもそれを支援することになると、非常に厳しい財政運営になるという状況がございまして、本年度の繰越金がまだ特別交付税等が確定していませんので、先日の答弁の中でも3億円程度と申し上げましたけれども、見込みでございまして増減がございまして、それも特別交付税が出ればある程度見えてくる状況でございまして、それも視野に入れながら、できれば新年度のほうで救済していく。ただ、新年度の中で補正財源が今度はないという状況もございまして、そうなる最終的には財政調整基金に手をつけざるを得ない状況も想定される状況になると考えられますので、その辺は議会のほうにも当然ご提案申し上げて、来年度財政運営は厳しい状況の中進まざるを得ないという状況だけは認識していただきながら、今後決算状況で若干は前後しますので、その辺はまた来年度の中で議論していただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、198ページ2項環境衛生費、1目環境衛生諸費から209ページ5目緑化推進費まで。質疑があります方はどうぞ。

7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 205ページの（6）環境美化対策経費についてお伺いします。不法ごみ投棄に関してなのですが、白老町では年間にどのぐらいの量の不法投棄ごみが出ているのかをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 三上生活環境課主査。

○生活環境課主査（三上裕志君） 白老町の不法投棄の件数と量でございまして、26年度の件数が149件、ごみの回収量としましては約26トン。27年度の見込みとしまして、今の現在の見込みなのです。

が、若干ふえまして170件程度になろうかと、ごみの量についてはその件数に見合った分がふえているというような感じになっております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 不法投棄はいつどこで行われたのかわからないのでなかなか現場を押さえるということは難しいとも思うのですが、今、年度末で引っ越しや雪解けなどにより、これからの時期がごみが不法投棄されることがふえるのかなと感じるのですが、見回りの強化などがまちが必要となってくると思いますが、白老町における不法投棄の対策はどのようなことを行われているのかをお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 不法投棄の対策ということでございますが、ボランティア監視員という方が町内に56名の方がいらっしゃいます。そちらのボランティア監視員によって監視いただくというのがまず体制です。それから当然ながら町のほうで臨時職員がおりますので、町内の見回りをして、当然、不法投棄が行われていないかということをしております。それから28年度以降になります。例えばその不法投棄の余りにも頻繁に起こるといような箇所につきましては、環境省の事業で監視カメラというのを貸し出ししていただけるということがあるものですから、これについても今、検討のほうをしてございます。

○委員長（小西秀延君） 7番、森哲也委員。

○7番（森 哲也君） 白老町では1番不法投棄の多い場所というのはどこに当たるのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 三上生活環境課主査。

○生活環境課主査（三上裕志君） 白老町も広いのでいろいろな場所があるのですけれども、やっぱり人目につかない山のほうですとか、あとは川の橋から捨てられるというケースが多いです。今回監視カメラを設置しようと思っているところは、川から捨てられる悪質なケースがあるのでそういうところに設置しようと考えています。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 201ページの有害昆虫・鳥獣駆除対策経費、これシカとかアライグマのところでご質問してもよろしいのでしょうか。今現在どういうふうな状況になっているのかというのが1点。

それと、先般も何かこのような話を聞いたのですけれども、空き家とか特に廃屋になっているような場所です。そのようなところが結局山とかそういうところに近いところにある建物が、そういうアライグマとかいろいろな動物たちのすみかになっているのではないかという話もあるのですけれども、そういう現状とかを押さえていますでしょうか。その辺をお伺いします。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） アライグマについて、まず私のほうからお答えさせていただきます。平成27年度の駆除の頭数でございますが113頭でございます。こちらのほうはまず1月末という数字でございますが113頭でございます。平成26年度の駆除頭数と比べますと、189頭が平成26年です。ですのでちょっと76頭ほど駆除の頭数としては少なくなっております。エゾシカに関しましては、北

海道から農業被害防止対策として白老町鳥獣被害防止対策協議会において補助金の交付をされてお  
りまして、鳥獣被害の防止総合対策事業ということで農林水産課のほうで所管をして事業をやっ  
てございます。

それから2点目の、廃屋等にアライグマ等野生動物、そういったものがすみついているというよ  
うなお話ですが、そういうお話というのがそれほど件数はございませぬけれども、やはりアライグ  
マ等が入っているというお話というのは生活環境課のほうにも寄せられております。ただ、  
そちらのほうの廃屋に対策するというよりは、箱わなという形で駆除といいますか、そちらのほう  
を設置するような形で駆除をするような形で考えておりますので、廃屋のほうへの対策というの  
はいまのところ特別施してはございません。

○委員長（小西秀延君） 池田農林水産課主幹。

○農林水産課主幹（池田 誠君） エゾシカの駆除のほうは私どものほうの所管なので、私のほう  
からお答えいたします。エゾシカにつきましては、平成26年度で合計で1,706頭駆除してございま  
す。ちなみに、平成25年度も1,748頭ですのでこの数年間推移した中では1,500頭から1,700頭ぐ  
らいの駆除数となっております。あくまでも農業被害の位置づけで補助いただいて実施してござい  
まして、農場の被害という部分については、平成25年度と26年度で電気柵を回ささせていただ  
いておりますので、農業被害については減りつつあるという報告はいただいております。しか  
しながら電気柵を回していないところの圃場ですとか、その周辺にまだ出入りしているよ  
うなかたちですので、この駆除数から見ても個体数はなかなか減っていないのが現状か  
と思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員

○11番（西田祐子君） アライグマのほうの頭数は減っているというのはわかりました  
けれども、アライグマに随分いじめられてキタキツネがまちの中に随分出てきていま  
すよね。以前もいるにはいたのですけれども、冬の寒いときは結構山からおりて  
きてはいたのだけれど、今、夏でもキツネがいる状況の中で、エキノコックス  
という問題があるので、その辺ぜひ、町民も触らなければいいのですけれど  
も、子供はわからないから触ってしまうのです。そういう部分もうちょっとPR  
して、キツネに触らないという、やっぱりそういうような対策もきちっとして  
いただければなと思います。

それとエゾシカ相変わらずすごいですね。それで猟友会の方とかの協力を得ながら  
やっ  
ていらっ  
しゃるとは  
思うので  
すけれど  
も、その  
辺猟友会  
の方々も  
大変苦労  
してやっ  
ていただ  
いていま  
いるので  
はないか  
なと思  
います  
ので、そ  
の実態と  
これから  
先も猟友  
会のそ  
うい  
うよ  
うなこ  
とをや  
って  
くださ  
る  
ハン  
ター  
の方  
を  
ふ  
や  
す  
た  
め  
の  
方  
策  
と  
か、  
も  
し  
や  
っ  
て  
い  
る  
よ  
う  
で  
し  
た  
ら  
お  
伺  
い  
し  
た  
い  
と  
思  
い  
ま  
す。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） キツネに関してのご質問であります  
が、キツネに関して  
も少ない  
頭数では  
ありますが  
25頭ほど  
駆除のほう  
はして  
おり  
ます。当  
然な  
がら  
エキ  
ノ  
コ  
ク  
ス  
を  
伝  
え  
る  
媒  
体  
と  
い  
う  
形  
で  
な  
っ  
て  
お  
り  
ま  
す  
の  
で、  
広  
報  
で  
す  
と  
か  
そ  
う  
い  
っ  
た  
部  
分  
で  
周  
知  
等  
は、  
今  
後  
そ  
う  
い  
っ  
た  
近  
づ  
か  
な  
い  
よ  
う  
に  
と  
い  
い  
ま  
す  
か、  
そ  
う  
い  
っ  
た  
媒  
体  
で  
あ  
る  
と  
い  
う  
と  
こ  
ろ  
の  
PR、  
周  
知  
の  
ほう  
は  
さ  
せ  
て  
い  
た  
だ  
き  
た  
い  
と  
い  
う  
ふ  
う  
に  
考  
え  
て  
い  
ま  
す。

○委員長（小西秀延君） 田中農林水産課主査。



○農林水産課主査（田中智之君） 獵友会の関係についてお答えいたします。獵友会につきましては、白老につきましては苫小牧獵友会の白老支部というところでまとまっております、そちらにエゾシカの駆除のほうに協力をいただいております。こちらにつきましては、現在23名おりますが昨年2名ほどふえております。増加している要因としては地道なスカウトというか協力者を募っているというふうに聞いている状況ではあります。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） そのシカの駆除なのですけども、今シカ料理ということで随分北海道、道北のほうで中心になってやっぺらっしやるし、本州のほうでも随分やっていますけれども、実際に白老町のシカというのはそういうようなものにならないのですか。前は難しいという話を聞いていましたけれど、やっぱりそれはそれ、これはこれ、きちっとやっぱり飼育して育てたシカではないと料理には向かない、野生のものは無理だ、やっぱりただ燃やしてしまう、それだけしかできないのかどうなのか。

○委員長（小西秀延君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、基本的に獵銃で撃つときに、商品として使えるものについては頭を狙って撃ったものしか、大体ほとんどほかのところ当たると体に血が回ってしまうので使えなくなってしまうという状況が出てきますので、本当に何10頭に1頭くらいしか使えないという状況があるようです。ある程度囲いの中に追い込んでその中で狙いを定めて撃つということであれば、なかなか頭数は少ないですけれどもある程度かかるということは聞いておりますけれども、はなかなかその料理に使える頭数が確保できないというのが今の現状だというふうに考えてございます。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑お持ちの方。

6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 1点だけお伺いしておきたいと思います。ここで聞いておいたほうがいいかなと思うのですけれども、ページ数は199ページから少しかかってくると思います。何を言いたいかというのは、昨年末から今年度にかけて二度の大きな低気圧の際の暴風雨による空き家の、壁、屋根、そういったものがはがれ落ちたりそういったものが、私の今住んでいる近隣でも見受けられます。白老町内のそういった場所が結構あるのではないかと思います。そういったところの調査は今されているのか、今年度しようとしているか。また、そういった物件については持ち主に対しての対策というか、そういったものも含めて何か考えを持っていらっしゃるのかどうか。その1点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 廃屋の対策ということでございますが、当然ながら防風雪ですとか、暴風雨ですとか、今回大きな風が吹いて被害も出ておりますけれども、生活環境課のほうで警報が出た際にはパトロールをして状況の確認というのはしてございます。そういった災害時の対策でやっております。それから平常時につきましては、廃屋の状況確認をして危険家屋ということで指定もしてございますが、そういった風が吹いたときに飛ぶような危険な家屋というのは、こちらのほうで把握をしております、例えばネットをかぶせる、そういった安全代行措置という形で平

成27年度中には件数は2件ではございますけれども、そういった安全代行措置というのを平常時に  
行っております。ただ、基本的にやはり所有者の方がやるべきことになりますので、風が吹いて壁  
が落ちているですとか、こちらが把握し切れないところをパトロールで把握した際には所有者を調  
べてご連絡をして、写真等もつけてこのような状態になっているので対策のほうをしていただきた  
いということで、事後にはなりますけれどもご連絡をして、対策をとっていただくようお願いを  
しております。

○委員長（小西秀延君） 6番、氏家裕治委員。

○6番（氏家裕治君） 町のほうでいろいろなパトロール中でそういった箇所を見つけたときには、  
そういった対策を取っているというのは以前から話を聞いていますのでそれはわかっているの  
です。今回のように年に2回も、本当に喫緊の中でこういった大きな風が頻繁して起きると、今  
まで形をなしていた建物も本当に壁などが崩れ落ちたりして美的にも、衛生的にもあまりよく  
ない状況になっているのが各所あります。そういったところを例えばパトロールをやって、その  
ためにパトロールをやっているわけではなくて、ほかの業務も一緒になってパトロールをして  
いるのだと思うのですが、町内会連合会だとかそういったところにも協力してもらいなが  
ら、各地域ごとにそういったところがないかどうか、そういった情報収集もしっかりしなが  
らやっていくことも必要ではないかなと思うのです。もしかしたら持ち主が地方にいて、  
それを知らないでいるかも知れませんが、そういった部分については町内会連合会さん  
とうまく協力し合いながら、そういった物件を把握していくということは大事なことだ  
と思うのですが、そのことについての対応、考え方をお伺いしたい。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 以前廃屋の調査ということで、町内会のご協力を得ながら  
廃屋の台帳を作成させていただいたことがあります。ただ、それから年数を経ていますので、  
やはり廃屋の状況というのは変わってきているということもございますので、例えば全  
町的に今廃屋の状況がどうなっているか、うちのほうで把握しきれない部分というの  
は当然出てきている可能性もございますので、そういった部分についてはやはり今後、  
そういったさらにまた再度、町内会連合会等の協力を得ながら廃屋台帳のほうの  
整備といえますか、そういったことも検討していきたいというふうに考えてお  
ります。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

続きまして、208ページ3項清掃費、1目清掃総務費から215ページ4項病院費、1目  
病院事業費まで。質疑のあります方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 253ページのバイオマス燃料化施設管理運営費です。久々にこの  
関係について質問、確認したいのですが、一つは、27年度当初予算から見れば約1,800  
万円ぐらい落ちています。今回は火事などがあって稼働を縮小していますけれども、ま  
ず聞きたいのは、この夢のごみといわれたバイオマスですが、血税の垂れ流しにな  
って相当財政の足を引っ張っているのでは

す。これは町長も知っていると思います。そこで、今年度の予算は6,483万円ですけれども、2答目でまた聞きますけれども、稼働するにしても全て一般財源ですので、最小限の経費で稼働するという事は考えられなかったのかどうか。まずこれが1つです。そう言う町側は、国と協議して28年まで云々と言うのです。前白崎副町長は、我々の議会の質問によってようやく口を開いたのです。なぜ稼働をやめろとっているのにやめないで、切なくなって国との交渉でこのようになっていたのだというのですけれども、実際にこれ国と交渉をしたときに、この28年までの稼働状況、生産状況はどういうような指示というのか、国ですから行政指導をうけているのか、まずその2点を伺います。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） まず1点目の今回の生産量を落とした形で稼働させていただいた件につきましては、バイオマス燃料化施設というのは、もう周知のことですが、昨年6月に2度目の火災事故を起こしたということがございます。それで固形燃料の生産ができないという時期もございまして、まず今の復旧工事と機能改善工事を終えて生産開始しておりますが、今後のまず施設運営を考えますと、当然ながら安全に操業していくということがまず第1点になってくるかと思えます。それから固形燃料の成形機についてですが、今2台を同時に運転させて生産をしておりますが、それを1台の交互運転とすることで故障のリスクを低減させるということで生産量を減らすということもございまして、当然ながら先ほど前田委員おっしゃったように、今回1,185トンという設定をさせていただいておりますので、これ以上下げるといことになりまして、国との協議の中で当初1,850トンという形で3カ年の初年度、平成26年度は1,850トンという形で生産量を設定させていただいて、その後1,700トンと。ただ、火災等がありまして今回の最終年度平成28年度につきましては、そういう特殊な要因等がございまして、本来1,850トン規模の生産量を考えてございましたが、1,185トンまで落とさざるを得なくなったというところが、国との協議という部分でいきますと、やはり1,850トンというのが、3カ年の調査研究といいますか施設の方向性を決めるという中では1,850トンが一つのラインになるかと考えております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） 国の指示は1,850トンやれということ、生産を最低限の稼働条件にしているということですか。それを踏まえてかかる経費を逆算して6,500万円にしたということですか。私がいうのは、なぜ最小限にできなかったのか。27年は火災によってがくっと落ちています。それから国から何か言われていますか。いろいろな理由をつければ落とせると思います。なぜそういう判断ができなかったのかということです。それもあわせて1点目。

そうすると28年度までは国の指導だ。その後は協議だとこのように言っています。そうすると、29年度以降の取り扱いをどのような流れで結論を出そうとしているかということです。ということは、そうすれば町長も28年度中に決断をしなければだめなのです。やめるかどうか、はっきり。そうすると28年度中に白老町の方向性を示さなければいけないのです。それをどのようなプログラムでいつごろまで、当然、予算とか国の関係がありますから、逆算したら1年前までに結論を出さなければいけないと思いますけれどもどう考えているのか、まずその2点です。

○委員長（小西秀延君） 山本生活環境課長。

○生活環境課長（山本康正君） 判断といたしますか、1,850トンという生産量につきましては、当然国との協議の中で、やはり町の財政状況等を勘案した中で、3カ年については調査研究をするという国との協議があって、その協議を経て1,850トンという予算化を上程させていただいて議決いただいておりますので、やはり国との協議を経て1,850トンという1つの予算をつくって、ちょっと国からの指示で1,850トンになったかどうかということ自体、私の承知していないところがございませけれども、国との協議を経て1,850トンという予算化をしたということから考えますと、1,850トンというのが一つラインになるかというふうに考えております。

それと2点目、当然ながら3カ年の調査研究を経てという形になりますので、26年度から28年度までの結果をもとに判断をするという形になってくるかと思っておりますので、ちょっとそのスケジュールといたしましては28年の最終的な、実際のところ調査研究でいろいろ当初考えていた部分があったんですが、初年度につきましても半年ちょっと機械の故障等でできなかったり、27年度については火災があったりということで、なかなかその調査研究が進んでいなかったという部分もございませるので、28年度でそういった部分を進めながらやって、その結果をもとに国や道と協議をさせていただいて結論を出していくということになると思っておりますので、ちょっと28年度中に最終的な結論を出してというところはちょっと明確にちょっとご答弁できない、28年度の結果まで含めて3カ年の調査研究をもとに国と協議させていただくかというところは、ちょっと明確に答弁させていただけない部分かなと考えております。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） これ以上、担当課長が言っても仕方がないです。最後の部分は理事者が答えなければいけないのです。スケジュールなどはこれ決断しなければ物事進まないですから、担当者では進められないと思います。

それで、もう3回目ですからまた別な機会にやるけれども、情報公開の関係で、ここで議論したときに、町の職員も我々も協議内容というのはメモしても公文書になりますよね。そうですね。当然、議員が議会の関係で職員のところに行っても、これは議会の倫理条例に引っ掛かりますから当然そのメモは公的にそういう扱いになるわけです。そうすると、前回から議員も聞いているのだけれど、これ課長を責めているわけではないですから、国との調査研究の内容、1,850トン国と協議したかどうかはわからないけれども、調査研究をすれと言われた。私この部分については他の市町村の例を出してここで説明していますから、時間ないですからまたぶり返しません。そうすると、今までずっとこういう言い方で、フレーズで中身を追及しても言わないのです。当然国がそういうふうにして調査研究をなさいということであれば、メモでも内容があるはずですよ。行ってきた報告を出しますよね、出張へ行ってきたら誰と話してこういうようになったと。そういう部分で具体的にどういう内容になっていますか。隠さずに教えてください。まずそれです。どうも曖昧にオブラートに包んでしまって、私一般質問以降やっていますから何回言っても出てこないのです。ここではっきりしてもらいたい。報告書、メモでもこれ公文書ですから、そういうことでどういうふうな手続きになって、時系列で答弁願います。

それともう一つ、もう1回言いますけれども、28年度中には結論出さなければいけないです。理事者としてはどういう考えでこれから作業し、担当に指示をして、いつまで結論出すかということ

を伺います。

○委員長（小西秀延君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 国との協議の内容についてどのようにされてきたかは、それは私も実際のところではすべて時系列的には正直なところ押さえておりませんので、必要である部分については、議員の皆様方に出したいと思っております。26年度から調査研究というふうなことで行われてきておりまして、昨年の火災が大きな要因で、今回については道の協議も含めて、やってこの量まで落とすということにはできてきているのですけれども、なかなかそのあとの状況については、今後どういうふうに推移していくか、その見通しについては、今の段階ではっきりしているところはありません。ただ、国のほうも含めてこれらを全くこの時点で終わりだというふうなことは、なかなか首を縦に振っていないのは状況として今も同じです。そういう中で、今後どのような形で本町のあり方について進めていかなければならないかということになりますと、やはり早い時期に今までのバイオマスの現況といたしますか、そういう状況も踏まえて、道のほうとそれから国も含めて協議はして、何とかこのバイオマスの負担部分についての軽減を図っていけるような方向性は持っていきたいなというふうに思っております。ただ、相手が実際にはあるわけですから、どのような結論というか、最終的な判断がお互いにできるかどうか、これはまだ未知数なところでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○13番（前田博之君） ぜひ結論出してほしいと思います。副町長ばかりでなく前任者もそうですが、道と協議すると言っているのです。道は2人も職員を出して積極的にこのバイオマスを推進した側です。行って何と言うかわかりますでしょう、道で協議するといっても。その前に宮脇北大教授がこれにかかわってはっきり言いましたよ。これだけ財政負担を出すものはおかしいのではないかと。ましてや新しい技術だから、技術の部分をちゃんと町として調査をして、これだけ財政負担あるのだと、この機械はだめなのだ、という考えで自分たちから自ら企画書をつくって国と折衝しなさいと言っているのです。そこまで言って宮脇さんは、「そうであれば私は担当の部局へ行ってちゃんと説明してあげます。」とこう言っているのです。方向性が違っているのです、古侯副町長。4年間いたから聞いていると思いますけれども、道から2人もきて議会で一生懸命議論したときに、一生懸命推進しているのです。道へ行ったら面子があるものやめなさいというわけがないでしょう。まして2人目の道の職員が来たときには、詳しく言えませんが、途中から部署を外されているのですよ、クボタに直せという議会の声を持って行った担当者が。それは本人だって私に言っているのです。そういうようなことやっぺいながら、同じような答弁をしてもだめですよ。発想を切り替えて行動しなければだめです。

○委員長（小西秀延君） 古侯副町長。

○副町長（古侯博之君） 物事の順番というか、そういうことで今委員がおっしゃったように、直接的に町として行動を起こして、国とのかわりをとというふうなことについては、一つの動きとしては私も必要な部分としては認めたいというか、そういうふうにやらなければならないことはあると認識しております。ただ、初めに言ったように物事の進め方のところで、どうしてもやはり順番に振興局から始まって道に行って、道から国というふうな、そういう流れも一つあるということだけは委員もご承知のとおり部分で押さえてほしいなというふうに思っています。ただ、大事なこ

とは、今、ご指摘いただいたように町自身がしっかりとした行動力をもって、やっぱりどうするかというふうなことの動きは、これは必ずしていかなければならないことだというふうに強く認識して動いていきたいと思えます。ですから、先ほどのときにもお答えしたように、今何月にこうやって、何月にこういうふうに行っていくということはなかなか順番に出すことはできませんけれども、少しでも実態が今わかっていることでありますから、それは行動としては早く進めていかなければならないということの認識で進めていきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 12番、松田謙吾委員。

○12番（松田謙吾君） このバイオマス問題は何度も何度も言っているから、改めて同じことを繰り返さないつもりでおりますが、今の前田委員がご質問して、恐らく言い足りないからと思って、私も同じ会派でありますから、前田委員の思いも含めて私からもご質問したいと思えます。

このバイオマス、改めて言うまでもない25年で本当はやめたかったのです。やめると11億のお金が償還に全て必要だと。まちの償還と国の補助金返還、それからあの施設を更地にしなければならない。そうすると25年度の時点で約11億のお金が必要なのだと、25年というところのまちの財政調整基金も2億円だったのです。今4億5,000万円あると言っている。そういうような状況だったのです。それでも思い切ってやめれば、この26、27、28年度で、私の計算では4億2,000万円の無駄な金、持ち出し。ことしはこの予算書を見ると1億2,926万2,000円であります。去年は1億4,456万5,000円の予定だったのだけれども、火事のおかげで2億6,000万円くらい減った。それから26年度は1億5,530万円。このくらい無駄な事をしているのです。ですから、やはり本来ならば25年で決断をすべきだったと。ただ、そのときは国がどうのこうのよりも、国に補助金を償還すればできたのです。町の償還は35年まで今約6,400万円あるのですが、そういうものを含めても思いきってやはり25年でやれば、これは結果的には今7億円ぐらいになるのです。その辺でやめれば持ち出しが7億円くらいだったのです。ところがまだやっているから、今は、この28年度現在で26億5,949万円、これだけの持ち出しですよ。町立病院が一つきちっとできています。このくらいやっぱり町民に迷惑をかけた。この間、職員の給与を削減して、町民は超過税率2億5,000万円ずつずっと払っている。そして町民サービスもたくさん削っている。これは大きな大きな、このバイオマス事業というのはですね、まさに本当に歴史に残る大きな町民に迷惑をかけた。ですから、やはりこれは国に行って、試験期間3年だから、このような話など国とそのような相談など私はあるはずがないと思えます。これはこじつけでそのように言っているのだらうと私は思っています。国会議員もいるし、それからこのバイオマス事業の大きな一つは北海道も責任があるのです。北海道から17年に職員を派遣して、そして19年にはまたもう1人派遣してまでした事業なのです。ですから、やはりこれだけ毎年毎年積み重なっていくこの持ち出しは、これはやはり思い切って切らないと、どんなに町民にうまいことを言っても、先ほど北吉原の生活館の屋根のペンキも塗れないような状況で、どんなことがあっても大きな決断をしなければならないのです。何が多文化のまちですか。バイオマスをやめるまちなししなければだめですよ。そのほうが先ではないですか。私は、きのうも言ったけれどこの3人しか反対しなかったのです。だから誰も声を出さない。26億円損をして、持ち出して、我々3人だけです、このように言っているのは。ですから、私は真剣にかかって町民にきちっとこれだけの持ち出しをしたことを町民に説明をして、謝って、新しい多文化共生に向かって行ってほしい。こう思う

のです。どうですか。

○委員長（小西秀延君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） このバイオマス燃料化のことにつきましては、結果的には今委員がおっしゃったような結果が出ております。町としては、今ご指摘のあったように当初建設から含めて26億以上の金を使った中での事業でございますから、その分やはりどこかがやはり削られて、サービスの低下というふうなこと、それから職員の本当に大事な給料の部分も削減しなければならないような、そういう状況の一つの大きな原因になっているかというふうな認識を強く持っております。ただ、何回も同じく繰り返して、またかというふうにしてまた言われることを覚悟して言わなければなりませんけれども、ただ、今の状況の中で、そこの決断を、やめるという決断をどういうふうにして出すべきなのか、そこのところはやはり全体的な今のまちの状況、財政的なことを含めて判断しなければならないことでもありますし、ましてや、何といたっても相手もあることでございますので、その辺のところも整合性をしっかりと図っていかなければ、結論としての出し方はなかなか難しいなというふうに思っています。個人的な腹の中ではどうかというふうなことになったらさまざま論議はありますけれども、きっと委員の皆さん方もそういうふうなことはあるかと思っておりますけれども、今言ったような町の全体的なこと、今までの経緯、そういったことを考えたときにはやはり今ここでやめると、そういうふうな判断がなかなかできない状況にあるということをご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方。11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） 211ページの浄化槽設置整備事業（補助事業）とあるのですが、これのお金です。ふるさと納税から使っているのですよね。正直言いまして、これ1点だけ言いたいのですけれども、ふるさと納税させていただいて浄化槽設置に使われるのかと。何かもうちょっとうまい補助事業、環境費のためにとやってくださっているふるさと納税なのかどうか、その辺ちょっとよくわからないのだけれど、気分的にもうちょっと町のほうも、何かふるさと納税で使うのだからもうちょっとその辺うまく考えて、納めた人たちが「こういうふうに使われたか、うれしいな。」と思うものに使ってくれたらというのが本音です。以上です。

○委員長（小西秀延君） 富川財政課主幹。

○財政課主幹（富川英孝君） ふるさと納税基金の充当の関係ということで、事業そのものではなくて充当の考え方ということですので、私のほうから回答させていただきたいと思っております。

もともとの浄化槽の設置事業については、過疎のソフト事業で何とか対応しようと、認可区域内の浄化槽設置事業ということで、補助だとか、そういったところの対象にならない部分に対してどうやってやっていこうかというようなところの事業でございました。この中で過疎債を、借金をしてその事業を推進していくという方法を第一に考えていたところだったのですけれども、環境の関係でということであるふるさと納税のご寄附を頂戴いたしましたので、その中で環境に充てるものということで事業費の部分で充てるものというようなところを検討した中で、今回については浄化槽の設置事業に対して充当をさせていただいたということになってございます。実際ふるさと納税については資料のほうも添付させていただいて、28年度で4,072万9,000円というような数字のふるさと納税を活用させていただいております。ただ、その多くが昨日も答弁させていただきましてけ

れども、12月に一気に数字が来るというところもございまして、本来であれば翌年度の事業で、一定のスケールメリットの中で新たな事業だとか、そういったところに活用できればというのが理想ではあったのですが、今回の事業との調整等のいとまの部分も含めて、今回についてはこのような充当の仕方をさせていただいたと、また、このふるさと納税については、やはり皆様のご厚志というか、そういった中での寄附金いただいておりますので、できるだけ寄附者の意向に沿って、なるべく有意義に使えるように、次年度以降また改めて充当の関係を事前に検討していければなというふうに思っています。今回につきましてはこのような形で充てさせていただいたということになってございます。よろしく申し上げます。

○委員長（小西秀延君） 11番、西田祐子委員。

○11番（西田祐子君） その考え方は仕方がないのだろうなというのもわかります。けれども、1年あるわけですから、やっぱりどこかと振り替えてほしいなと思っております。例えば道路の側溝ありますよね。そこの草刈りをします、そして水の流れをよくしましたよと、住環境の環境をよくしましたと、そうやって例えばホームページにそういう場所をこのようにアップしたりして見せることはできますよね。そうしたら、ふるさと納税の中で環境にやさしい、環境に配慮したそのようなものに使ってくれるのだなというのは納税した人もみえますよね。だけど、一般家庭の浄化槽、一般家庭のところに行って写真を写して、「どうですか」と。おかしいのではないですか。町長、わるいけれどあとで内部のほうで相談して、やっぱりこれ振り替えてどこかうまいところとちゃんとやって、そして環境をきれいにしていますよ、道路も整備をちゃんとよくしましたよと、砂ぼこりたっているような道路がちゃんとなりましたよと。同じ環境にお金を使うのなら、もうちょっとそういうところにお金使ってほしいなと。環境学習もあるし、とにかく住民が住んでいるところを全部直すということは、つまり、住民の生活環境をよくするというふうな観点で考えれば、私はもっともって使い道があるのではないかと思っていますので、もう1回悪いのですけれど1年間ありますから、ゆっくり考えて直していただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 富川財政課主幹。

○財政課主幹（富川英孝君） 貴重なご意見として検討させていただきたいなというふうに思っております。ただ1点、こちらでちょっとご説明というか、弁解というかさせていただきたいなと思うのですが、やはり個人の家へのこういった投資にはなりませんけれども、これというのはあくまで政策、施策というような考え方で、下水道事業のかわりになるものということになりますので、たまたま個人の家への補助というような形にはなりませんけれども、町全体の施策として考えたとき、環境衛生といったところの果たす役割は大きいものだなというふうには思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） ほかに質疑をお持ちの方いらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

### ◎散会の宣言

○委員長（小西秀延君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ありませんか。



〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

よって本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

なお、明日17日も午前10時より委員会を開催いたしますのでご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 3時56分）